平成２９年度第１回野田市環境審議会
会　議　次　第

《日　時》　平成30年2月16日(金)　10:00～
《場　所》　野田市役所5階　511・512会議室

１　委員長挨拶

２　市 長 挨 拶

３　諮　　　問

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について

４　議　　　事

議案第１号　野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について

議案第２号　野田市環境調査報告書（案）について

議案第３号　ポイ捨て等禁止重点区域について

(1)　ポイ捨て等禁止重点区域のパトロール結果について

(2)　梅郷駅以外の駅周辺のポイ捨て等調査結果について

５　そ　の　他

野環環第３５１号
平成３０年　２月１６日

野田市環境審議会
委員長　菊池　喜昭　様

野田市長　鈴木　有

諮　問　書

野田市環境審議会条例第２条の規定に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

１　諮問事項

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定

２　諮問趣旨

土砂等による埋立てや盛土等を行う場合は、埋立て等の面積が 3,000 ㎡以上については、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により千葉県が、埋立て等の面積が 300 ㎡以上 3,000 ㎡未満については、「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により野田市が、土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、それぞれ規制を行っております。

しかしながら、近年、県内において、いずれの条例の適用を受けない産業廃棄物たる建設汚泥等を再生処理したもの（再生土等）を埋立ての材料とする事例が多く、その中には、土壌の環境基準を超える再生土等による土壌汚染が発生し、周辺環境への影響が確認されております。

千葉県では、「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」を平成 28 年９月に策定し、再生土等による埋立てを行う事業者等に対して安全基準の遵守等を指導しておりますが、同指針には条例のような法的効力が無いことから、再生土等を規制する条例制定に向けて検討しているところです。

つきましては、野田市で確認されている再生土による埋立ての事例は２件あり、土壌汚染はありませんでしたが、これまで規制の対象外としていた再生土等に対応するため、土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、3,000 ㎡以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるよう現行条例を廃止し、新たに条例を制定することについて諮問いたします。

平成２９年度 第１回野田市環境審議会

議案第１号

　野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について

平成３０年２月１６日

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について

1　これまでの経緯

建設発生土（残土）の無秩序な埋立てによる土壌汚染や問題が多発したことから、平成10年１月に「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が施行され、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等が禁止となったほか、3,000㎡以上の埋立て事業は県が規制することとなり、併せて、野田市においても、「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を平成10年１月に施行し、300㎡以上3,000㎡未満の埋立て事業の規制を行っております。

2　課　題

近年、県内において、いずれの条例の適用を受けない産業廃棄物たる建設汚泥等を再生処理したもの（再生土等）を埋立ての材料とする事例が多く、その中には、土壌の環境基準を超える再生土等による土壌汚染が発生し、周辺環境への影響が確認されております。

千葉県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の規制対象外である再生土等の埋立てによる周辺環境への影響を未然に防止するため、「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」を平成28年９月に策定し、事業者等に対し安全基準の遵守等の指導をしておりますが、同指針には条例のような法的効力が無いことから、再生土等を規制する条例制定に向けて検討しているところです。

近隣市では、印西市において、平成27年頃から再生土等による埋立てが盛んになり、土壌の環境基準を超える事案が発生したため、再生土等の埋立てを規制する条例を平成29年４月１日に施行しております。

また、木更津市、四街道市なども同様に条例改正を行い、再生土等を規制しております。

3　条例制定の目的

野田市において確認されている再生土による埋立ての事例は２件あり、土壌汚染はありませんでしたが、これまで規制の対象外としていた再生土等に対応するため、土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、3,000㎡以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるよう現行条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

4　定義について

(1) 建設発生土

建設工事から発生する土砂を指し、建設発生土（残土）といいます。

残土の土質の区分は、その性状やコーン指数（固さを示すもの）により、次のとおり区分されます。

区　分	性　状	評　価	コーン指数 (kN/㎡)
第１種建設発生土	砂、礫及びこれらに準ずるもの	そのままで使用が可能なもの	
第２種建設発生土	砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	そのままで使用が可能なもの	800 以上
第３種建設発生土	通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	そのままで使用が可能なもの	400 以上
第４種建設発生土	粘性土及びこれらに準ずるもの(第３種建設発生土を除く)	そのままで使用が可能なもの	200 以上
泥土	浚渫土、建設汚泥	評価が上記のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの	200 未満

(2) 土砂等

現行条例上の土砂等の定義は、自然発生由来の土をいい、建設発生土（残土）をはじめ、山砂、川砂などの購入土も含みます。

(3) 産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第４項第１号において、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物と規定されています。

(4) 再生土（改良土）

産業廃棄物を中間処理施設で処理したもの。

汚泥等の産業廃棄物を中間処理施設において、その性状等を人工的・化学的に改良したもので、道路等の下層路盤材、管渠等の埋め戻し材や河川の築堤材として使用されています。

再生土（改良土）は、中間処理の方法によって、その成分（構成）が異なり、汚泥の水分の調整後、様々な添加剤を加え、粒度を調整し、石灰やセメントを混合して、性状を「土砂」に類似させたものです。

５　条例制定(案)と現行条例との主な変更点

(1) 県条例の適用除外

市町村が独自の施策を行おうとする場合は、県はこれを尊重し、市町村長からの申出により県条例の適用を除外することとしており、県条例では、土砂等の埋立て等による面積3,000 ㎡以上が規制対象ですが、市内における300 ㎡以上の埋立て等については、すべて市条例で規制することとし、県条例の規制を除外します。

(2)「土砂等」の定義の見直し【第２条】

自然物である山砂や建設発生土など、地盤を掘削して発生した土砂以外に、建設汚泥等を再生処理したもの（再生土等）を規制するため、土砂等の定義を見直します。

【現　行】　土砂及びこれに混入し、又は吸着した物

【制定案】　土砂及びこれに混入し、又は吸着した物その他土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積の用に供する物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物以外のもの

> ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）
>
> （定義）
>
> 第二条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

(3) 土砂等の安全基準及び安全基準に満たない土砂等の埋立て等禁止規定の追加

【第６条・第７条】

①　土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準について、環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準に加え、ダイオキシン類対策特別措置法よる環境基準や土壌汚染対策法に規定する基準に準じて規定します。(基準値等は、法令等の改正に柔軟に対応するため、規則に規定)

②　安全基準に満たない土砂等による埋立て等は禁止とし、安全基準に満たない土砂等の埋立て等のおそれがあるときは、埋立て等の停止等について命令できることを規定するとともに、安全基準に満たない土砂等の埋立て等を確認したときは、土砂等の撤去等を命令できることを規定します。

(4) 特定事業の許可【第９条】

「土砂等」の定義の見直しにより、自然物である山砂や建設発生土又は再生土等による特定事業を行おうとする者は、事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

(5) 土地所有者等の同意等に関する規定の追加【第 10 条】

① 埋立て事業の許可申請を行う事業者は、事業区域内の土地所有者に対して事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。

② 事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対して、事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。

③ 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対して、事業内容を説明し、承諾を得なければならないことを規定します。

(6) 事前協議の規定の追加【第 11 条】

許可の申請前に事前協議を行わなければならないことを規定します。

ただし、小規模埋立て事業及び面積が 300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の一時たい積特定事業は省略できるものとします。

(7) 変更許可の規定の変更【第 15 条】

埋立て等事業の許可を変更する場合の規定について、次の事項を規定します。

- 事業区域内の土地所有者、事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければならない。
- 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対し、事業の変更内容を説明し、承諾を得なければならない。
- 事業期間の変更は、当初許可期間の満了日から１年を超えて変更できません。
- 事業区域を増やす変更は、当初許可区域の２割を超えて変更できません。
- 当初許可が小規模埋立て事業である場合は、3,000 ㎡を超える面積変更はできません。

６　他市（県条例適用除外 19 市町）状況について

条例において、再生土等による埋立てを許可対象としている自治体は 13 市あり、その内、再生土等の埋立てを禁止している自治体は 7 市町です。

※ 他市の詳細は別紙参照

７　条例制定に向けてのスケジュールについて

年　　月	内　　容
平成３０年２月	環境審議会（諮問）
３月上旬～４月上旬	パブリック・コメント手続
４月下旬	環境審議会（答申）
６月	議会議案上程、議決 千葉県へ条例適用除外申出 改正条例周知
１０月	改正条例施行

別紙

千葉県内各市再生土規制条例一覧（県条例適用除外市抜粋）

No.	項目	野田市（案）	木更津市	八街市	印西市	四街道市
1	条例の名称	野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
2	県条例適用除外日	**平成30年10月1日**	平成22年10月1日	平成17年6月1日	平成29年4月1日	平成20年10月1日
3	**再生土適用開始日**	**平成30年10月1日**	**平成30年1月1日**	**平成29年7月1日**	**平成29年4月1日**	**平成27年4月1日**
4	規制対象となる土砂等の定義	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの。	土砂及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの。
5	各主体の責務に関する規定等	・事業者の責務 ・土砂等を運搬する者の責務 ・土地の所有者の責務 ・市の責務	・事業者の責務 ・土砂等を運搬する者の責務 ・土地の所有者の責務 ・市の責務	・事業者の責務 ・土砂等を運搬する者の責務 ・土地の所有者の責務 ・市の責務	・事業主等（事業者、土地の所有者、占有者又は管理者）の責務 ・土砂等を運搬する者の責務 ・市の責務	・事業者の責務 ・土砂等を運搬する者の責務 ・土地の所有者の責務 ・市の責務
6	土砂等の安全基準	土壌汚染の環境基準、水質汚濁の環境基準、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の環境基準等に準じて、規則で定める。 ・水素イオン濃度指数（pH） ５．８以上８．５以下	土壌汚染の環境基準、水質汚濁の環境基準、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の環境基準等に準じて、規則で定める。 ・水素イオン濃度指数（pH） ５．８以上８．６以下	土壌汚染の環境基準に準じて、規則で定める。	土壌汚染の環境基準、水質汚濁の環境基準に準じて、規則で定める。 ・水素イオン濃度指数（pH） ４．５以上８．０以下	土壌汚染の環境基準に準じて、規則で定める。 ・水素イオン濃度指数（pH） ４．０以上９．０以下
7	安全基準違反土砂の埋立て	禁止	禁止	禁止 **※再生土による埋立て禁止**	禁止 **※改良土、埋立て資材による埋立て禁止**	禁止 **※再生土による埋立て禁止**
8	安全基準違反に対する措置	・住民への情報提供 ・埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。	・住民への情報提供 ・埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。	・住民への情報提供 ・埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。	・住民への情報提供 ・埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。	・住民への情報提供 ・埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。
9	許可が必要な土砂等の埋立ての範囲	**事業区域の面積が300㎡以上** ・国、地方公共団体等による事業（埋立て、一時たい積）、許認可土砂の一時たい積は適用除外	**事業区域の面積が500㎡以上** ・国、地方公共団体等による事業（埋立て、一時たい積）、許認可土砂の一時たい積、許認可土砂の小規模事業で高さが1m未満は適用除外	**事業区域の面積が500㎡以上** ・国、地方公共団体等による事業（埋立て、一時たい積）、許認可土砂の一時たい積	**事業区域の面積が500㎡以上** ・国、地方公共団体等による事業（埋立て、一時たい積）、許認可土砂の一時たい積は適用除外 ※事業区域の面積が200㎡以上500㎡未満は届出	**事業区域の面積が500㎡以上** ・国、地方公共団体等による事業（埋立て、一時たい積）、許認可土砂の一時たい積
10	許可の区分	**小規模事業：300㎡以上3，000㎡未満** **特定事業：3，000㎡以上**	**小規模事業：500㎡以上3，000㎡未満** **特定事業：3，000㎡以上**	**特定事業：500㎡以上**	**特定事業：500㎡以上**	**特定事業：500㎡以上**
11	事前協議	必要 小規模事業は省略可	必要 小規模事業は省略可	不要	必要	必要
12	住民等説明会	必要 ・事業区域に隣接する土地の所有者 ・事業区域から300m以内の住民等	必要 ・事業区域に隣接する土地の所有者 ・事業区域の近隣の住民等	必要 ・事業区域に隣接する土地の所有者 ・事業区域から300m以内の住民等	必要 ・事業区域に隣接する土地の所有者 ・事業区域から300m以内の住民等	必要 ・事業区域に隣接する土地の所有者 ・事業区域から300m以内の住民等
13	土地所有者の同意	必要 ・事業区域内の土地所有者 ・事業区域内の土地に施工の妨げになる権利を有する者（地上権等）	必要 ・事業区域内の土地所有者 ・事業区域内の土地に施工の妨げになる権利を有する者（地上権等）	必要 ・事業区域内の土地所有者 ・事業区域内の土地に施工の妨げになる権利を有する者（地上権等）	必要 ・事業区域内の土地所有者 ・事業区域内の土地に施工の妨げになる権利を有する者（地上権等）	必要 ・事業区域内の土地所有者 ・事業区域内の土地に施工の妨げになる権利を有する者（地上権等）
14	周辺土地所有者の承諾	必要 ・事業区域に隣接する土地の所有者	必要（地域森林計画対象区域又は水道水源保護地域を含む3，000㎡以上の特定事業の場合のみ） ・事業区域に隣接する土地の所有者	必要 ・事業区域に隣接する土地の所有者	必要 ・事業区域に隣接する土地の所有者	必要 ・事業区域に隣接する土地の所有者
15	近隣住民の承諾	必要 ・特定事業区域から300m以内の区域内に居住する世帯の10分の8以上	必要（地域森林計画対象区域又は水道水源保護地域を含む3，000㎡以上の特定事業の場合のみ） ・事業区域から2，000m以内の住民等	必要 ・事業区域から300m以内の区域内に居住する世帯の10分の8以上	必要 ・事業区域から300m以内の区域内に居住する世帯の10分の8以上 ・30世帯未満のときは、前段に規定する承諾のほか、当該区域内の10分の8以上の土地の所有者の承諾	必要 ・特定事業区域から300m以内の区域内に居住する世帯の10分の8以上
16	許可申請の期限	埋立て事業：3年 一時たい積事業：1年	埋立て事業：3年 一時たい積事業：5年	埋立て事業：3年 一時たい積事業：1年	事業期間：1年	事業期間：1年

No.	項目	野田市(案)	木更津市	八街市	印西市	四街道市
17	許可基準 ①土砂等の制限	発生場所及び搬入計画が特定されていること。	発生場所及び搬入計画が特定されていること。	・改良土等を使用するものでないこと。 ・発生場所及び搬入計画が特定されていること。	・土砂等が千葉県内から発生したものであること。 ・改良土等を使用するものでないこと。 ・発生場所及び搬入計画が特定されていること。	・改良土等を使用するものでないこと。 ・発生場所及び搬入計画が特定されていること。
	許可基準 ②埋立ての構造	規則に定める基準に適合すること。 (県基準に同じ)	規則に定める基準に適合すること。 (県基準に同じ)	規則に定める基準に適合すること。 (県基準に同じ)	規則に定める基準に適合すること。 (県基準に同じ)	規則に定める基準に適合すること。 (県基準に同じ)
	許可基準 ③その他の基準	・許可を受けてから6か月以内に着手 ・欠格要件(措置命令未了、暴力団員等である等)に該当しない。 ・必要な同意を得ている。	・許可を受けてから6か月以内に着手 ・欠格要件(措置命令未了、暴力団員等である等)に該当しない。 ・必要な同意を得ている。	・許可を受けてから6か月以内に着手 ・欠格要件(措置命令未了、暴力団員等である等)に該当しない。 ・必要な同意を得ている。	・許可を受けてから2か月以内に着手 ・欠格要件(措置命令未了、暴力団員等である等)に該当しない。 ・必要な同意を得ている。	・許可を受けてから2か月以内に着手 ・欠格要件(措置命令未了、暴力団員等である等)に該当しない。 ・必要な同意を得ている。
18	許可の条件	付することができる(不当な義務を課すものは認められない)	付することができる(不当な義務を課すものは認められない)	・事業区域の表土を事業区域以外へ搬出しないこと。(一時たい積特定事業を除く。)	付することができる(不当な義務を課すものは認められない)	・事業区域の表土を事業区域以外へ搬出しないこと。(一時たい積特定事業を除く。)
19	変更許可申請の制限	・事業の変更は市の許可が必要 ・期間の延長は1年以内 ・面積変更は許可面積の2割以内 (当初許可が小規模埋立ての場合、3,000㎡を超える面積変更は不可) ・軽微な変更は届出とする。	・事業の変更は市の許可が必要 ・期間の延長は1年以内 ・面積変更は許可面積の2割以内 ・軽微な変更は届出とする。	・事業の変更は市の許可が必要 ・期間の延長は1年以内 ・面積変更は許可面積の2割以内 ・軽微な変更は届出とする。	・事業の変更は市の許可が必要 ・期間の延長は3月以内 ・面積変更は許可面積の2割以内 (一時たい積の面積変更は不可) ・軽微な変更は届出とする。	・事業の変更は市の許可が必要 ・期間の延長は3月以内 ・面積変更は許可面積の2割以内 ・軽微な変更は届出とする。
20	土砂等搬入届	搬入する日の7日前までに届出が必要 ・発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書を添付	搬入する日の7日前までに届出が必要 ・発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書を添付	搬入しようとする時は届出が必要 ・発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書を添付	搬入する日の7日前までに届出が必要 ・発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書を添付	搬入しようとする時は届出が必要 ・発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書を添付
21	土砂等管理台帳の作成	必要	必要	必要	必要	必要
22	土砂等の量の報告	必要(1か月毎)	必要(1か月毎)	必要(6か月毎)	必要(2か月毎)	必要(1か月毎)
23	地質検査及び排水検査	事業区域内の土砂及び排水について検査を行う。 ①埋立:3か月毎 ②一時たい積:3か月毎	事業区域内の土砂及び排水について検査を行う。 ①埋立:3か月毎 ②一時たい積:3か月毎	事業区域内の土砂及び排水について検査を行う。 ①埋立:6か月毎 ②一時たい積:3か月毎	事業区域内の土砂及び排水について検査を行う。 ①埋立:2か月毎 ②一時たい積:2か月毎	事業区域内の土砂及び排水について検査を行う。 ①埋立:1か月毎 ②一時たい積:1か月毎
24	標識の掲示	必要	必要	必要	必要	必要
25	事業の完了等	①完了(計画どおり完成) ②終了(期間満了で事業をやめる) ③廃止(施工中で事業をやめる)	①完了(計画どおり完成) ②終了(期間満了で事業をやめる) ③廃止(施工中で事業をやめる)	①完了(計画どおり完成) ②終了(期間満了で事業をやめる) ③廃止(施工中で事業をやめる)	①完了(計画どおり完成) ②終了(期間満了で事業をやめる) ③廃止(施工中で事業をやめる)	①完了(計画どおり完成) ②終了(期間満了で事業をやめる) ③廃止(施工中で事業をやめる)
26	事業の譲受け	市の許可が必要 ・欠格要件は許可に準じる	市の許可が必要 ・欠格要件は許可に準じる	市の許可が必要 ・欠格要件は許可に準じる	市の許可が必要 ・欠格要件は許可に準じる	市の許可が必要 ・欠格要件は許可に準じる
27	災害発生防止の措置命令	・災害の発生防止に必要な場合は、事業者に防止措置を命じることができる。 ・許可要件に違反して埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。	・災害の発生防止に必要な場合は、事業者に防止措置を命じることができる。 ・許可要件に違反して埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。	・災害の発生防止に必要な場合は、事業者に防止措置を命じることができる。 ・許可要件に違反して埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。	・災害の発生防止に必要な場合は、事業者に防止措置を命じることができる。 ・許可要件に違反して埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。	・災害の発生防止に必要な場合は、事業者に防止措置を命じることができる。 ・許可要件に違反して埋立てを行った者に撤去等の措置を命じることができる。
28	土地所有者への措置命令	・安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、使用された土砂等を撤去、又は土壌汚染防止措置を執るべきことを命ずることができる。	・安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、使用された土砂等を撤去、又は土壌汚染防止措置を執るべきことを命ずることができる。	・安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、使用された土砂等を撤去、又は土壌汚染防止措置を執るべきことを命ずることができる。	・改良土等又は安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、事業主等(事業者、土地の所有者、占有者又は管理者)に対し、改良土等の撤去の措置を命じることができる。 ・土壌汚染防止措置を執るべきことを命ずることができる。	・安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、使用された土砂等を撤去、又は土壌汚染防止措置を執るべきことを命ずることができる。
29	事業者からの報告の徴収	条例の施行に必要な限度において報告させることができる。	条例の施行に必要な限度において報告させることができる。	条例の施行に必要な限度において報告させることができる。	条例の施行に必要な限度において報告させることができる。	条例の施行に必要な限度において報告させることができる。
30	立入調査	条例の施行に必要な限度において、事業場・業務を行う場所に立ち入り、帳簿等の検査・質問ができる。	条例の施行に必要な限度において、事業場・業務を行う場所に立ち入り、帳簿等の検査・質問ができる。	条例の施行に必要な限度において、事業場・業務を行う場所に立ち入り、帳簿等の検査・質問ができる。	条例の施行に必要な限度において、事業場・業務を行う場所に立ち入り、帳簿等の検査・質問ができる。 この場合、改良土等が使用されているおそれがあるときは、試験用に当該改良土等を無償で採取させることができる。	条例の施行に必要な限度において、事業場・業務を行う場所に立ち入り、帳簿等の検査・質問ができる。 この場合、改良土等が使用されているおそれがあるときは、試験用に当該改良土等を無償で採取させることができる。

別紙

No.	項目	野田市(案)	木更津市	八街市	印西市	四街道市
31	手数料	新規許可申請 ・3,000㎡以上 48,000円 ・300㎡以上3,000㎡未満 20,000円 変更許可申請 ・3,000㎡以上 28,000円 ・300㎡以上3,000㎡未満 10,000円 譲受け許可申請 28,000円	新規許可申請 ・3,000㎡以上 32,000円 ・500㎡以上3,000㎡未満 19,000円 変更許可申請 ・3,000㎡以上 18,000円 ・500㎡以上3,000㎡未満 13,000円 譲受け許可申請 19,000円	新規許可申請 ・3,000㎡以上 48,000円 ・500㎡以上3,000㎡未満 20,000円 ・法令等に基づく許認可等を要する行為に係るもの 10,000円 変更許可申請 ・3,000㎡以上 28,000円 ・500㎡以上3,000㎡未満 10,000円 ・法令等に基づく許認可等を要する行為に係るもの 5,000円 譲受け許可申請 28,000円	新規許可申請 48,000円 変更許可申請 28,000円 譲受け許可申請 28,000円	新規許可申請 ・3,000㎡以上 48,000円 ・500㎡以上3,000㎡未満 20,000円 変更許可申請 ・3,000㎡以上 28,000円 ・500㎡以上3,000㎡未満 10,000円 譲受け許可申請 28,000円
32	罰則	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・措置命令に違反した者 ・無許可埋立てを行った者　など	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・措置命令に違反した者 ・無許可埋立てを行った者　など	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・措置命令に違反した者 ・無許可埋立てを行った者　など	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・措置命令に違反した者 ・無許可埋立てを行った者　など	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・措置命令に違反した者 ・無許可埋立てを行った者　など
		50万円以下の罰金 ・土砂等搬入届の違反 ・土砂等管理台帳の違反　など	50万円以下の罰金 ・土砂等搬入届の違反 ・土砂等管理台帳の違反　など	50万円以下の罰金 ・土砂等搬入届の違反 ・土砂等管理台帳の違反　など	50万円以下の罰金 ・土砂等搬入届の違反 ・土砂等管理台帳の違反　など	50万円以下の罰金 ・土砂等搬入届の違反 ・土砂等管理台帳の違反　など
		30万円以下の罰金 ・虚偽の届出　など	30万円以下の罰金 ・虚偽の届出　など	30万円以下の罰金 ・虚偽の届出　など	30万円以下の罰金 ・虚偽の届出　など	30万円以下の罰金 ・虚偽の届出　など
33	両罰規定	法人の代表者は、従業員等が違反行為を行った場合は、行為者のほか、法人にも罰金を科す。	法人の代表者は、従業員等が違反行為を行った場合は、行為者のほか、法人にも罰金を科す。	法人の代表者は、従業員等が違反行為を行った場合は、行為者のほか、法人にも罰金を科す。	法人の代表者は、従業員等が違反行為を行った場合は、行為者のほか、法人にも罰金を科す。	法人の代表者は、従業員等が違反行為を行った場合は、行為者のほか、法人にも罰金を科す。

№29-○○

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）に対するパブリック・コメント手続を実施します。

1　意見を募集する趣旨

土砂等による埋立てを行う場合は、埋立ての面積が 3,000 ㎡以上については、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により千葉県が、埋立ての面積が 300 ㎡以上 3,000 ㎡未満については、「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により野田市が、土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、それぞれ規制を行っております。

しかしながら、近年、県内において、いずれの条例の適用を受けない産業廃棄物たる建設汚泥等を再生処理したもの（再生土等）を埋立ての材料とする事例が多く、その中には、土壌の環境基準を超える再生土等による土壌汚染が発生し、周辺環境への影響が確認されております。

千葉県では、「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」を平成 28 年９月に策定し、事業者等に対し安全基準の遵守等の指導をしておりますが、同指針には条例のような法的効力が無いことから、再生土等を規制する条例制定に向けて検討しているところです。

他市においては、埋立てに使用される土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、埋立て面積が 3,000 ㎡以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるよう条例改正等を行っている事例があります。

本市で確認されている再生土による埋立ての事例は２件あり、土壌汚染はありませんでしたが、これまで規制の対象外としていた再生土等に対応するため、土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、3,000 ㎡以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるよう現行条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

この度、野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）がまとまりましたので、お知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2　パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第３条第３号
「市の基本的な方針等を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定」

3　意見を募集する政策等の案及び参考資料

①　政策等の案

◆　野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(案)

この度の改正は、新たに条例を制定し、現条例を廃止する形式で行うこととし、意見の募集に際しては、分かりやすくするため、「条例制定案及び現行条例対照表」を公表します。

②　参考資料

◆　野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(案)概要

4　政策等の案の入手方法

◆　市ホームページ内　「パブリック・コメント」からダウンロード

◆　文書閲覧

・市役所５階環境保全課

・市役所１階行政資料コーナー

・いちいのホール１階行政資料コーナー

・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿、二川、木間ケ瀬）

・各図書館（興風、南、北、せきやど）

5　意見の募集期間

平成３０年３月８日（木）から平成３０年４月６日（金）まで

6　意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(案)」に利害関係を有する方

7　意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所環境部環境保全課 宛て ※4 月 6 日の消印有効（募集期間最終日）
◇持参の場合	○市役所 5 階 環境保全課 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ◇意見投函箱 ○市役所 1 階総合案内 ○いちいのホール 1 階関宿支所 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ○各公民館、各図書館（休館日を除く。） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	（FAX 番号）04-7124-6242
◇電子メールの場合	市ホームページから送信できます。

８　意見を提出する書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

９　意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10　問合せ先

環境部 環境保全課

電話 04-7125-1111（内線 3213）

条例制定案及び現行条例対照表

（下線の部分は改正部分）

制　　定　　案	現　　　　行
野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
（目的） 第１条　この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、本市における土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為について、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　土砂等の埋立て等　土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物その他土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積の用に供する物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物を除く。）をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。	(1)　土砂等の埋立て等　土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）行為をいう。
(2)　特定事業　土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 300 平方メートル以上であるものをいう。	
(3)　小規模埋立て等　特定事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000 平方メートル未満であるものをいう。	(2)　小規模埋立て等　土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が、300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満であるものをいう。
(4)　一時たい積特定事業　特定事業であって、他の場所への土砂等の搬出を目	

的として当該土砂等のたい積を行うものをいう。	
(事業者の責務)	(事業者の責務)
第 3 条　特定事業を行う者(以下この条において「事業者」という。)は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。	第 3 条　小規模埋立て等を行う者(以下この条において「事業者」という。)は、小規模埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生することのないよう必要な措置を講じなければならない。
2　事業者は、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。	2　事業者は、小規模埋立て等に係る苦情及び紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。
3　建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。	
4　土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。	
5　事業者は、土砂等の埋立て等に供する区域の規則で定める周辺関係者に対し、当該事業の内容について事前に説明し、理解を得るよう努めなければならない。	
(土地所有者の責務)	
第 4 条　土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。	
(市の責務)	(市の責務)
第 5 条　市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況の把握、監視及び住民からの苦情の処理その他の必要な措置を講ずるものとする。	第 4 条　市は、小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、小規模埋立て等の状況の把握、不適正な埋立て等の監視、住民からの苦情の処理その他の必要な措置を講ずるものとする。
(土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準)	
第 6 条　土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項に規定する土壌の汚染に係る環境基準、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条に規定するダ	

イオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項第1号に規定する基準に準じて、規則で定める。	
（安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等） 第7条　何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。 2　市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 3　市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	
（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等） 第8条　土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。 2　市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。	
（特定事業の許可等） 第9条　特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業である場合に	（許可） 第5条　小規模埋立て等を行おうとする者は、小規模埋立て等に供する区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該小規模埋立て等が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、

あっては、この限りでない。 (1)　国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。) (2)　採石法(昭和 25 年法律第 291 号)、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)、千葉県土採取条例(昭和 49 年千葉県条例第 1 号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業 (3)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業 (特定事業に係る土地所有者等の同意等) 第 10 条　前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第 12 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。 2　前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)の同意並びに当該特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民に当該特定事業について説明し、その承諾を得なければならない。 3　前各項の規定にかかわらず、規則で定める場合については、この限りでない。 (事前協議) 第 11 条　第 9 条又は第 15 条第 1 項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、小規模埋立て等及び特定事業区域の面積が 300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の一時たい積特定事業にあっては当該協議を省略することができる。 (許可の申請) 第 12 条　第 9 条の許可(一時たい積特定事業	この限りでない。 (1)　国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業 (2)　採石法(昭和 25 年法律第 291 号)、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)、千葉県土採取条例(昭和 49 年千葉県条例第 1 号)その他の法令及び条例に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業 (3)　その他許可の必要がないものと市長が認めた事業 (許可の申請) 第 6 条　前条の許可を受けようとする者は、

の許可を除く。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。	次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。
(1)　申請者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）	(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2)　特定事業区域の位置及び面積	(2)　小規模埋立て等に供する区域の位置及び面積
(3)　現場責任者の氏名及び職名。ただし、特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合にあっては、現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時たい積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名	
(4)　特定事業区域の表土の地質の状況	
(5)　特定事業に使用される土砂等の量	(3)　小規模埋立て等に使用される土砂等の量及びその期間
(6)　特定事業の期間	
(7)　特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造	(4)　小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等に供する区域の構造
(8)　特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	(5)　小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項
(9)　特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置	
(10)　特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	
(11)　前各号に定めるもののほか、規則で定める事項	(6)　前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
2　前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければな	2　前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする小規模埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模埋立て等（以下「一時たい積」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市

らない。	長に提出しなければならない。
(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項	(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
(2) 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)	
(3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量	(2) 小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその期間
(4) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造	(3) 小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造
(5) 特定事業に供する施設及び特定事業区域(以下「特定事業場」という。)の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造	
(6) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置	
(7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項	(4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
(申請の制限) 第13条 第9条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年(当該許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合は1年)を超えて申請することができない。 2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。	
(許可の基準) 第14条 市長は、第9条の許可の申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。	(許可の基準) 第7条 市長は、第5条の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。
(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。 ア 第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 第30条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当	

該取消しの処分に係る野田市行政手続条例(平成８年野田市条例第26号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から３年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第30条第１項第３号又は第９号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。 ウ　第30条第１項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 エ　特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ　野田市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第２条第３号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。) カ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからオまでのいずれかに該当するもの キ　法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの ク　個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの ケ　暴力団員等がその事業活動を支配する者 (2)　第10条第１項及び第２項に規定する同意及び承諾を得ていること。 (3)　特定事業が３年以内に完了するものであること。 (4)　現場責任者を置くこと。ただし、特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合にあっては、現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。 (5)　特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。	(1)　立地基準　小規模埋立て等に供する区域及びその周辺における道路、水路そ

(6)　特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
(7)　第12条第1項第8号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。
(8)　第12条第1項第8号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
(9)　特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
(10)　特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2　市長は、第9条の許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号及び第4号並びに次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。
(1)　特定事業が1年以内に完了するものであること。
(2)　特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあっては、この限りでない。
(3)　特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
(4)　特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。
(5)　特定事業に使用される土砂等につい

の他の公共施設の維持管理上支障がないこと。
(2)　構造基準　土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合していること。

(3)　一時たい積以外の小規模埋立て等については、小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所が特定していること。

て、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。	
3　第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第6号及び第10号並びに第2項第2号の規定は、適用しない。	2　第5条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、前項第2号の規定は、適用しない。
(変更の許可等)	(変更の許可)
第15条　第9条の許可を受けた者は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条の規定を準用する。	第8条　第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について変更しようとするときは、市長に申請書を提出し許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
2　第9条の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定による命令に従って、当該許可に係る第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。 3　第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　申請者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先) (2)　変更の内容及びその理由 (3)　前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 4　第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。 5　第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。 6　前項の規定にかかわらず、第9条の許可に係る小規模埋立て等の特定事業区域の面積	

を変更する場合にあっては、変更後の特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上となる申請をすることができない。	
7　第１項の許可を受けようとする者は、第７条第２項若しくは第３項、第 29 条又は第３１条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。	
8　第１項の許可の基準については、前条の規定を準用する。	
9　第９条の許可を受けた者は、第１項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して 10 日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第 10 条第１項(第１項及び第 27 条第１項において準用する場合を含む。)の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。	2　第５条の許可を受けた者は、第１項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
(許可の条件)	(許可の条件)
第 16 条　第９条の許可(前条第１項及び第 27 条第１項の許可を含む。以下第 19 条から第 32 条までにおいて同じ。)には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第９条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。	第９条　第５条の許可(前条第１項の許可を含む。以下第 21 条までにおいて同じ。)には、条件を付することができる。この場合において、当該第５条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
(名義貸しの禁止)	
第 17 条　第９条の許可を受けた者は、自己の名義をもって、自己以外の者に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。	
(特定事業の着手の届出)	
第 18 条　第９条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して７日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。	
(土砂等の搬入の届出)	(土砂等の搬入の届出)
第 19 条　第９条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、	第10条　第５条の許可を受けた者が当該許可に係る小規模埋立て等に供する区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取されたものであることを証する書面及び千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成９年千葉県条例第 12 号)第７条第１項に規定する安全基準に適合する土砂等であることを証する書面を添付して市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、同項に規定する安全基準に適合する土砂等であることを

これを省略することができる。 (1)　当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。 (2)　当該土砂等が、法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (3)　当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積(次条において「一時的たい積」という。)を行う場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (4)　その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 (土砂等管理台帳の作成等) 第20条　第9条の許可(当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合を除く。)を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。 (1)　当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段 (2)　当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的たい積が行われたものである場合は、当該一時的たい積が行われた場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。) (3)　当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量 (4)　前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 2　第9条の許可(当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合に限る。)を受け	証する書面の添付を省略することができる。 (土砂等の量の報告) 第11条　第5条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模埋立て等に使用された土砂等の量(当該小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、搬入され、及び搬出された土砂等の量)を市長に報告しなければならない。

た者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1 年ごとに閉鎖しなければならない。 (1)　前項第1号から第3号までに掲げる事項 (2)　当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の 1 日当たりの量及び搬出先ごとの内訳 (3)　前各号に定めるもののほか、規則で定める事項 3　第 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前各項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。	
(地質検査等の報告) 第 21 条　第 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該一時たい積特定事業の特定事業場の区域)以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。 2　第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。	(地質検査等の報告) 第 12 条　第 5 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模埋立て等に供された区域の土壌についての地質検査及び当該小規模埋立て等に供された区域以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、この限りでない。
(関係書類等の縦覧) 第 22 条　第 9 条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第 20 条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。	
(標識の掲示等) 第 23 条　第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	(標識の設置等) 第 13 条　第 5 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等の期間中、小規模埋立て等に供する区域の見やすい場所に規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2　第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。	2　第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等に供した区域と当該区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。
（特定事業の廃止等） 第24条　第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出ることを要しない。 2　市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。 3　第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 4　前項の規定による届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。 5　市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 6　前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。	（小規模埋立て等の廃止等） 第14条　第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。当該許可に係る小規模埋立て等を2月以上中止しようとするときも、同様とする。 2　前項の規定による届出をしなければならない者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
（特定事業の完了等） 第25条　第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程	（小規模埋立て等の完了等） 第15条　第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なけ

その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。	ればならない。
2　市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。	2　市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出事項が許可の内容に適合しているかどうかの検査を行わなければならない。
3　第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。	
4　市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。	
5　前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。	
(特定事業の終了等)	
第26条　第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。	
2　市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。	
3　第9条の許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内	

に、その旨を市長に届け出なければならない。
4　市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
5　前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（譲受け）

第27条　第9条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。
2　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾（近隣の住民の承諾を除く。）を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)　申請者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）
(2)　譲受けの相手方の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）
(3)　申請者が第14条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(4)　前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
3　第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

4　第1項の許可の基準については、第14条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。 5　第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。	
（相続等） 第28条　第9条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。	（承継） 第16条　第5条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該小規模埋立て等の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該小規模埋立て等の全部を承継した法人は、第5条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。
2　前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項（第15条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。	2　前項の規定により第5条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。
	（改善命令） 第17条　市長は、第5条の許可を受けた者（第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したものを除く。次条において同じ。）が第7条第1項第2号に規定する構造基準に従った小規模埋立て等をしていないと認めたときは、必要な改善を執るべきことを命ずることができる。
（措置命令） 第29条　市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条の許可を受けた者（第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	（停止命令等） 第18条　市長は、小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第5条の許可を受けた者に対し、当該小規模埋立て等を停止し、又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2　市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	
	(撤去命令等) 第19条　市長は、第5条又は第8条第1項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者に対し、当該小規模埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
(許可の取消し等) 第30条　市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。	(許可の取消し等) 第20条　市長は、第5条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模埋立て等の停止を命ずることができる。
(1)　第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。	
(2)　不正の手段により第9条、第15条第1項又は第27条第1項の許可を受けたとき。	(1)　不正の手段により第5条又は第8条第1項の許可を受けたとき。
(3)　第9条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。 (4)　第14条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時第14条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。 (5)　第14条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時第14条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。	
(6)　第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。	(2)　第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
(7)　第16条の条件に違反したとき。	(3)　第9条の条件に違反したとき。
(8)　第19条から第23条までの規定に違反したとき。	(4)　第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(9)　第28条第1項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第14条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。 (10)　前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。 2　前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 （廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令） 第31条　市長は、第24条第6項、第25条第5項、第26条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2　市長は、第24条第6項、第25条第5項、第26条第5項又は前条第2項の規定に違反した者が行った特定事業により、当該特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、当該特定事業を行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 （関係書類等の保存） 第32条　第9条の許可を受けた者は、当該特定事業について第24条第3項の規定による廃止の届出、第25条第3項の規定による完了の届出若しくは第26条第3項の規定による終了の届出をした日又は第30条第1項の規定による第9条の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。 2　前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。第4項において同じ。）	(5)　第17条、第18条又は前条の規定による命令に違反したとき。 2　前項の規定により第5条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模埋立て等について第18条又は前条の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第42条第3号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。

3　第9条の許可を受けた者は、第20条に規定する土砂等管理台帳を同条第1項又は第2項の規定による閉鎖後5年間保存しなければならない。

4　前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第41条第4号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第33条　土地の所有者は、第10条第1項(第15条第1項及び第27条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第12条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては同条第2項第1号から第6号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2　第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3　第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第34条　市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認

したときは、第7条第3項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	
2　市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第29条第1項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	
（報告の徴収） 第35条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。	（報告） 第21条　市長は、第5条の許可を受けた者に対し、必要があると認めたときは、小規模埋立て等の執行状況について報告させることができる。
（立入検査） 第36条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、試験の用に供するのに必要な限度において当該土砂等を無償で採取させることができる。	（立入検査） 第22条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、小規模埋立て等を行う者の事務所又は小規模埋立て等に供する区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
2　前項の規定により、当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。	2　前項の規定により、立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（知事への通報） 第37条　市長は、特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。	（知事への通報） 第23条　市長は、小規模埋立て等に供する区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。
	（縦覧） 第24条　市長は、小規模埋立て等の許可をし

	た場合には、当該許可に係る小規模埋立て等に供する区域の位置及び面積、当該小規模埋立て等の構造その他規則で定める事項を記載した書面を、当該小規模埋立て等が施工されている期間中、縦覧に供しなければならない。
（手数料）	（手数料）
第38条　第9条、第15条第1項又は第27条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を申請を行う際に納めなければならない。	第25条　第5条又は第8条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を納めなければならない。
(1)　第9条の許可に係る申請手数料(特定事業区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満)　1件につき 20,000円	(1)　小規模埋立て等許可申請手数料　1件につき　20,000円
(2)　第9条の許可に係る申請手数料(特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上)　1件につき 48,000円	
(3)　第15条第1項の許可に係る申請手数料(第9条の許可に係る特定事業区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満)　1件につき 10,000円	(2)　小規模埋立て等変更許可申請手数料　1件につき　10,000円
(4)　第15条第1項の許可に係る申請手数料(第9条の許可に係る特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上)　1件につき 28,000円	
(5)　第27条第1項の許可に係る申請手数料　1件につき 28,000円	
（委任）	（委任）
第39条　この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。	第26条　この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。
（罰則）	（罰則）
第40条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第27条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
(1)　第9条、第15条第1項又は第27条第1項の規定に違反して特定事業を行った者	(1)　第5条又は第8条第1項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者
(2)　第7条第2項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項、第31条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者	(2)　第17条、第18条、第19条又は第20条第1項の規定による命令に違反した者
(3)　第17条の規定に違反して自己以外の者に特定事業を行わせた者	
第41条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。	第28条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(1)　第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	(1)　第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)　第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者	
(3)　第 20 条第 3 項、第 21 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	(2)　第 11 条、第 12 条又は第 21 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(4)　第 32 条第 3 項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者	
(5)　第 36 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	(3)　第 22 条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第 42 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。	第 29 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
(1)　第 15 条第 8 項、第 18 条、第 24 条第 3 項、第 25 条第 3 項、第 26 条第 3 項又は第 28 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	(1)　第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 16 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2)　第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、標識を掲示せず、又は境界を明らかにする表示をしなかった者	(2)　第 13 条第 1 項の規定に違反して標識を設置しなかった者
(3)　第 32 条第 1 項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者	
(両罰規定)	(両罰規定)
第 43 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	第 30 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）概要

１　条例制定の目的

野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（現行条例）の規制対象外としている再生土等を使用した埋立て等に対応するため、埋立てに使用される土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、埋立て面積が 3,000 ㎡以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるよう現行条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

２　条例制定（案）と現行条例との主な変更点

（1）県条例の適用除外

市町村が独自の施策を行おうとする場合は、県はこれを尊重し、市町村長からの申出により県条例の適用を除外することとしており、県条例では、土砂等の埋立て等による面積 3,000 ㎡以上が規制対象ですが、市内における 300 ㎡以上の埋立て等については、すべて市条例で規制することとし、県条例の規制を除外します。

ただし、県とは引き続き連携し、不適正な土砂等の埋立て等を監視するとともに、技術的な助言、情報提供等の支援を受けながら土壌の汚染及び災害の発生の防止を図ります。

○県条例適用除外市町一覧（19 市町）

千葉市、船橋市、芝山町、佐倉市、成田市、神埼町、八街市、銚子市、東金市、山武市、柏市、四街道市、木更津市、勝浦市、富津市、君津市、鋸南町、大多喜町、印西市

（2）定義の見直し【第２条】

①　「土砂等」の定義

自然物である山砂や建設発生土など、地盤を掘削して発生した土砂以外に、建設汚泥等を再生処理したもの（再生土等）を規制するため、土砂等の定義を見直します。

【現　行】　土砂及びこれに混入し、又は吸着した物

【制定案】　土砂及びこれに混入し、又は吸着した物その他土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積の用に供する物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物以外のもの

② 埋立て等事業区域面積による区分の見直し

県条例の適用除外に伴い、埋立て事業の区分を次のとおり変更します。

【現　行】

区分	事業区域面積
小規模埋立て等	300 ㎡以上 3,000 ㎡未満
一時たい積	300 ㎡以上

【制定案】

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>事業区域面積</th></tr>
<tr><td colspan="2">特定事業</td><td>300 ㎡以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>小規模埋立て等</td><td>300 ㎡以上 3,000 ㎡未満</td></tr>
<tr><td>一時たい積特定事業</td><td>300 ㎡以上</td></tr>
</table>

(3) 事業者の責務規定の変更【第３条】

① 埋立て事業を行う者について、土砂等の減量化と有効利用に努めることを規定します。

② 土砂等を運搬する者について、土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染の恐れがある土砂等を運搬しないよう努めることを規定します。

③ 埋立て事業を行う者について、埋立て区域の周辺関係者に対し事業内容を説明し、理解を得るよう努めることを規定します。

(4) 土地所有者の責務規定の追加【第４条】

土地の所有者について、埋立て等による土壌の汚染や災害が発生するおそれのないことを確認し、おそれのある場合は土地を提供することのないよう努めることを規定します。

(5) 土砂等の安全基準及び安全基準に満たない土砂等の埋立て等禁止規定の追加【第６条・第７条】

① 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準について、環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準に加え、ダイオキシン類対策特別措置法よる環境基準や土壌汚染対策法に規定する基準に準じて規定します。（基準値等は、法令等の改正に柔軟に対応するため、規則に規定します。）

② 安全基準に満たない土砂等による埋立て等は禁止とし、安全基準に満たない土砂等の使用を確認した場合は、近隣への影響に鑑み、市長は住民へ情報提供を行うことができることを規定します。

③ 安全基準に満たない土砂等の埋立て等のおそれがあるときは、市長は土砂等の埋立て等の停止等について命令できることを規定するとともに、安全基準に満たない土砂等の埋立て等を確認したときは、土砂等の撤去等を命令できることを規定します。

(6) 土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置規定の追加【第８条】

① 土砂等の埋立て等に起因する土砂等の崩落、飛散、又は流出が発生しないよう必要な措置を講じることを規定します。

② 土砂等の崩落等のおそれがある場合は、面積要件にかかわらず、市長は災害の発生を防止する措置を講じるよう指導できることを規定します。

(7) 特定事業の許可【第９条】

「土砂等」の定義の見直しにより、自然物である山砂や建設発生土又は再生土等による特定事業を行おうとする者は、事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

(8) 土地所有者等の同意等に関する規定の追加【第 10 条】

① 埋立て事業の許可申請を行う事業者は、事業区域内の土地所有者に対して事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。

② 事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対して、事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。

③ 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対して、事業内容を説明し、承諾を得なければならないことを規定します。

(9) 事前協議の規定の追加【第 11 条】

許可の申請前に事前協議を行わなければならないことを規定します。

ただし、小規模埋立て事業及び面積が 300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の一時たい積特定事業は省略できるものとします。

(10) 許可申請の規定の見直し【第 12 条】

① 申請書に記載する事項について、県条例に準じ、次の事項を規定します。

- 現場事務所の設置計画及び位置、現場責任者の氏名及び職名
  ただし、事業区域の面積が 3,000 ㎡未満の場合は、現場責任者の氏名及び職名のみとします。
- 事業区域の表土の地質の状況
- 事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- 事業区域以外の地域への土砂等の崩落､飛散又は流出を防止するために必要な措置

② 申請書に添付する書類について、県条例に準じ、次の書類を規定します。

- 事業区域内の土地所有者の同意書
- 事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものの同意書
- 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民の承諾書

(11) 許可申請の制限規定の追加【第 13 条】

県条例の適用除外に伴い、3,000 ㎡以上の埋立て等事業についても市許可となるため、300 ㎡以上の埋立て等事業の期間を県条例と同じく最大３年と規定し、一時たい積事業の期間は最大１年と規定します。

(12) 許可基準規定の変更【第 14 条】

① 次の許可基準に関する欠格要件を県条例と同等に規定します。

- 条例に基づく措置命令を完了していない者
- 条例に基づく許可の取消しの日から３年を経過しない者
- 埋立て等事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者) がその事業活動を支配する者

② 次の許可基準に関する要件を県条例と同等に規定します。

- 土砂等の搬入計画において、許可を受けた日から６月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- 事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- 事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が図られていること。

(13) 変更許可の規定の変更【第 15 条】

埋立て等事業の許可を変更する場合の規定について、次の事項を規定します。

- 事業区域内の土地所有者、事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければならない。
- 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対し、事業の変更内容を説明し、承諾を得なければならない。
- 事業期間の変更は、当初許可期間の満了日から１年を超えて変更できません。
- 事業区域を増やす変更は、当初許可区域の２割を超えて変更できません。
- 当初許可が小規模埋立て事業である場合は、3,000 ㎡を超える面積変更はできません。

(14) 名義貸しの禁止規定の追加【第 17 条】

許可を受けた者が自ら事業を行わず、他者へ事業を行わせることを禁止することを規定します。

(15) 事業着手届の規定の追加【第 18 条】

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手日から７日以内に届け出なければならないことを規定します。

(16) 土砂等管理台帳の整備規定の追加【第 20 条】

埋立て等事業に使用した土砂等は、発生場所又は購入場所ごとに、次のとおり土砂等管理台帳を作成しなければならないことを規定します。

- 土砂等管理台帳には、発生場所等からの運搬手段、土砂等を搬入する過程において一時的にたい積が行われた場所、１日あたりの量
- 土砂等管理台帳の写しを定期的に市長に報告しなければなりません。

(17) 地質検査等の報告規定の変更【第 21 条】

許可を受けたものは、地質検査及び水質検査を行い、安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならないことを規定します。

(18) 事業の廃止(中止)、完了、終了の手続き規定の変更

【第 24 条･第 25 条･第 26 条】

埋立て等事業の完了等の手続きは、現行の完了及び廃止手続きのほか、終了の手続きが追加され、いずれかの手続きを行わなければなりません。

廃止	許可を受けたものの計画していた事業に着手できない場合や許可期間満了前に事業を施工途中で終わらせる場合
中止	施工途中で一時的に事業を中止し、後に再開する場合 ※ 中止しようとする期間が許可期間を超える場合は廃止
完了	許可を受けた計画どおりに許可期間内に事業を完了した場合
終了	許可期間内に事業を完了できない場合

(19) 譲受けの手続き規定の追加【第 27 条】

埋立て事業の許可を受けた者から埋立て事業を譲り受けようとする場合の規定について、次のとおり規定します。

- 埋立て事業を譲り受けようとする場合､市長の許可を受けなければならない。
- 事業区域内の土地所有者、事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対し、譲受けの内容について説明し、同意を得なければならない。
- 事業区域に隣接する土地所有者に対し、譲受けの内容について説明し、承諾を得なければならない。

(20) 許可の取消し基準の追加【第 30 条】

許可の取消し基準について、県条例に準じ、次のとおり規定します。

- 安全基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行ったとき。
- 土壌の汚染を防止するための措置命令に違反したとき。
- 埋立て事業を引き続き１年以上行っていないとき。
- 欠格要件に至ったとき又は欠格要件に該当していることが判明したとき。
- 相続等により地位を承継した者が、許可の欠格要件に該当するとき。

(21) 関係書類等の保存規定の追加【第 32 条】

① 許可を受けた事業者は、事業の廃止、完了又は終了の届出をした日から５年間、提出した書類及び図面の写しを保存しなければならないことを規定します。

② 提出した書類の写しについて、電磁的記録による保存を認めることを規定します。

(22) 土地所有者の義務規定の追加【第 33 条・第 34 条】

県条例の適用除外に伴い、土地所有者の義務（埋立て事業完了後の土地利用計画を考慮した事業内容の確認、施工状況の把握）及び土地所有者に対する措置命令（土地所有者に対する安全基準に満たない土砂等の撤去等の命令）について、規定します。

(23) 立入検査規定の追加【第 36 条】

市の職員が土砂等の埋立ての事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等の検査を行った際に、安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、試験用の土砂等を無償で採取させることができることを規定します。

(24) 手数料の追加【第 38 条】

県条例の適用除外に伴い、埋立て等区域面積が 3,000 ㎡以上の許可申請手数料について、県条例に準じ、許可申請手数料を規定します。

許可申請項目	許可申請手数料
新規許可（埋立て区域面積が 300 ㎡以上 3,000 ㎡未満）	1件につき 20,000 円
〃　（埋立て区域面積が 3,000 ㎡以上）	1件につき 48,000 円
変更許可（埋立て区域面積が 300 ㎡以上 3,000 ㎡未満）	1件につき 10,000 円
〃　（埋立て区域面積が 3,000 ㎡以上）	1件につき 28,000 円
譲受け許可	1件につき 28,000 円

(25) 罰則の変更【第 40 条・第 41 条・第 42 条】

県条例や近隣自治体と均衡を図り、次のとおり規定します。

① １年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する要件
- 無許可で埋立て等事業を行った者
- 措置命令に違反した者
- 名義貸しを行った者【追加】

② 50 万円以下の罰金に処する要件
- 土砂等搬入届の違反を行った者
- 必要な報告を怠った又は虚偽の報告をした者
- 立入検査の拒否、虚偽の答弁を行った者
- 土砂等管理台帳の未作成、虚偽記載を行った者【追加】
- 土砂等管理台帳を保存しなかった者【追加】

③ 30 万円以下の罰金に処する要件
- 必要な届出を怠った、又は虚偽の届出をした者
- 標識の掲示等に違反した者【追加】
- 市に提出した書類の写しの保存義務に違反した者【追加】

平成29年度　第1回野田市環境審議会

議案第２号　　野田市環境調査報告書（案）について

平成30年２月16日

平成２９年度

野 田 市 環 境 調 査 報 告 書

（案）

野田市環境部環境保全課

目　　　　　次

Ⅰ　野田市の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１　位置　・・　1

２　人口・世帯数及び面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅱ　公害行政　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

１　公害行政のあゆみ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

２　組織　・・　２４

３　事務分掌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

４　環境審議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

５　公害防止に関する融資制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

６　公害防止協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

Ⅲ　環境基本計画の進捗状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

１　自然との共生の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

２　快適な都市環境の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

３　資源の循環・効率化の進んだ社会の実現　・・・・・・・・・・・・・・　２９

４　地球環境保全への貢献　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

５　環境への負荷の少ない社会の実現　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

６　みんなが参加する取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３

Ⅳ　地球温暖化対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

Ⅴ　大気汚染　・・・　３６

　１　硫黄酸化物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

　２　窒素酸化物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

　３　光化学オキシダント　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

　４　浮遊粒子状物質　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

　５　微小粒子状物質（PM2.5）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１

　６　硫黄酸化物（アルカリろ紙法による測定）　・・・・・・・・・・・・・　５３

　７　降下ばいじん　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

　８　二ツ塚地区における大気汚染問題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

Ⅵ　水質汚濁　・・・　６０

　１　河川の水質状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

　２　排水路の水質状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

　３　地下水汚染　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

Ⅶ　騒音・振動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１

　１　工場騒音・振動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１

　２　自動車騒音　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０５

　３　環境騒音　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０７

　４　特定建設作業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０９

Ⅷ　悪臭　・・　１１１

Ⅸ　地盤沈下　・・・　１１４

Ⅹ　公害苦情　・・・　１１８

XI　環境保全　………………………………… １２２

　１　あき地等の除草　……………………………… １２２

　２　畜犬登録　………………………………… １２２

　３　環境美化　………………………………… １２４

　４　ポイ捨て等禁止重点区域について　…………… １２５

　４　土砂等による埋立て　………………………… １２５

XII　放射能　………………………………… １２７

　１　放射性物質除染計画　………………………… １２７

　２　放射線量測定結果　…………………………… １２８

　３　空間放射線量の分布と時間変動　…………… １２９

Ⅰ　野 田 市 の 概 要

1　位置

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京から 30km 圏内にある。南は利根運河を境に柏市・流山市と接しており、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接している。このような河川に囲まれた地形から、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、旧野田市は、水運を活かし古くから醤油醸造のまちとして発展した。また、旧関宿町は、江戸時代に整備された利根川及び江戸川の水上交通により栄えたが、時代の変遷により水運の要所としての役割を終え、純農村地帯としての道を歩んできた。

地形的には、市のほぼ全域に台地が分布し、台地面は利根川と江戸川に注ぐ多くの河川や水路により谷や窪地が形成され、複雑な地形となっている。また、河川流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した自然堤防も形成されている。

合併に関しては、明治 22 年の町村制により、1 町 5 村で形成されていた野田地域は、戦後復興が進む「昭和の大合併」を経て昭和 25 年に市制を施行、昭和 32 年には 2 村と合併し、旧野田市が誕生した。一方、関宿地域は明治 22 年の町村制により 1 町 2 村で形成されていたが、昭和 30 年に合併し旧関宿町が誕生した。更に平成 15 年 6 月 6 日には、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、旧野田市と旧関宿町が合併し、現「野田市」が誕生している。

図 1-1　野田市の位置図

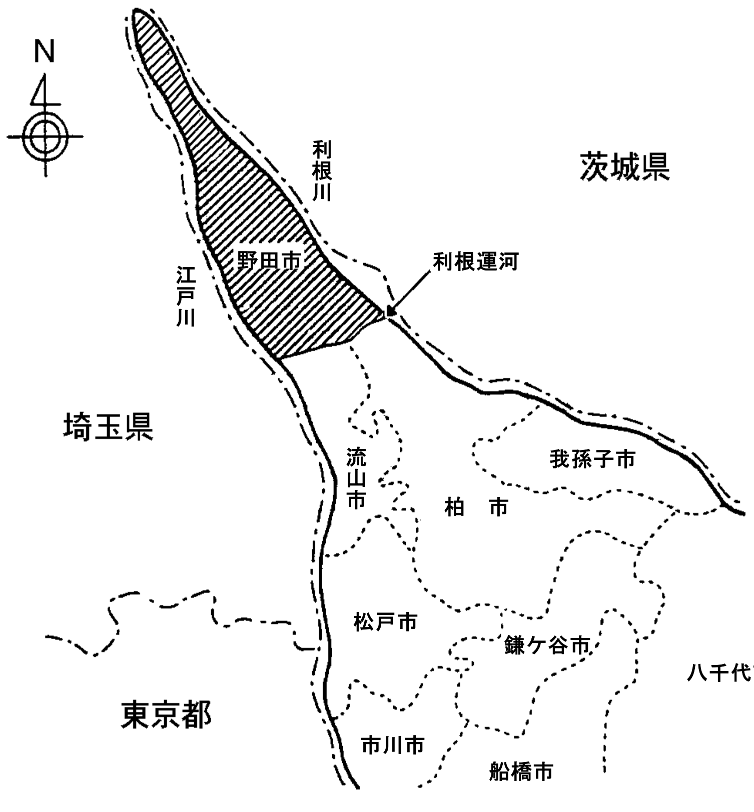

２　人口・世帯数及び面積

１．人　口　　　１５４，７７２　人　　（平成29年4月1日現在）

２．世帯数　　　　６６，２３７　世帯　（　　　　〃　　　　）

３．面　積　　　　１０３．５４　ｋ㎡

表1-1　野田都市計画区域の用途地域別面積

（平成29年4月1日現在）

区　分	野田都市計画区域	
	面積（ｋ㎡）	比率（%）
市街化区域	23.95	23.13
第一種低層住居専用地域	7.27	7.02
第二種低層住居専用地域	0.06	0.06
第一種中高層住居専用地域	4.26	4.11
第二種中高層住居専用地域	0.19	0.18
第一種住居地域	4.68	4.52
第二種住居地域	1.07	1.03
準住居地域	0.34	0.33
近隣商業地域	0.68	0.66
商業地域	0.28	0.27
準工業地域	1.27	1.23
工業地域	1.54	1.49
工業専用地域	2.31	2.23
市街化調整区域	79.59	76.87
合計	103.54	100.00

Ⅱ　公 害 行 政

1　公害行政のあゆみ

年月	市	年月	国及び県
		S33.12	「水質保全法」「工場排水規制法」制定 (S34.4.1 施行)
		37. 6	「ばい煙規制法」制定(37.12.1 施行)
		38. 4	「千葉県公害防止条例」制定 (38.10.1 施行)
		42. 8	「公害対策基本法」制定 (42.8.3 施行)
		43. 6	「大気汚染防止法」「騒音規制法」制定(ばい煙規制法廃止) (43.8.1、43.12.1 施行)
S44.10	衛生課に公害係を新設		
		45. 3	「千葉県公害防止条例」全面改正 (45.4.1 施行)
45. 9	総務部庶務課所属となる	9	「千葉県公害防止条例施行規則」(規制基準)制定 (45.9.28 施行)
10	野田市公害防止対策委員会を設置		
11	㈱トピー精工によるカドミウム汚染問題発生		
12	総務部に公害課を新設	12	「水質汚濁防止法」等公害関係 14 法成立公布 (45.5～6 施行)
46. 4	野田市公害防止対策委員会を廃止し野田市公害防止対策審議会を設置		
4	「野田市公害防止条例」制定 (S46.6.30 施行)	46. 6	「悪臭防止法」制定 (47.5.31 施行)
5	野田市公害モニター制度発足	7	「千葉県公害防止条例」全面改正 (47.4.20 施行)
10	「野田市公害施設資金融資条例」制定、施行	7	環境庁発足
47. 7	五駄沼周辺水田耕作者に原因不明の集団皮膚炎発生	47. 6	「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」一部改正(無過失責任を明文化) (47.10.1 施行)
10	「野田市公害防止条例」全面改正 (47.12.11 施行)		
10	「公害に起因する疾病患者に対する療養費の貸付に関する要綱」制定、施行	12	「江戸川流域に係る公害防止計画」(47～50 年度)策定
48.12	野田市営じん芥焼却場によるカドミウム汚染問題発生		
49. 6	民生部所属となる		
7	県条例に基づく地下水採取の規制地域の指定	49.12	「千葉臨海地域公害防止計画」(49～53 年度)策定
9	騒音規制法に基づく規制地域の指定		

年月	市	年月	国及び県
50. 3	大気汚染測定所を設置		
8	醸造工場周辺黒スス病問題発生		
11	小張鍍金工業所によるシアン流出問題発生		
51.10	中里工業団地工場排水処理施設竣工	51. 6	「振動規制法」制定 (51.12.1 施行)
53. 1	振動規制法に基づく規制地域の指定		
		53. 6	「水質汚濁防止法」の一部改正(総量規制の導入) (54.6.12 施行)
9	「野田市公害防止条例」の一部改正	7	二酸化窒素に係る環境基準改定 (0.02→0.04～0.06ppm)
		54. 4	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値 (0.04ppm)設定
54.10	民生経済部所属となる		
		55. 3	「千葉臨海地域公害防止計画」(54～58 年度)策定
		12	「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」制定 (56.6.1 施行)
56. 4	「野田市公害防止施設資金融資条例」を廃止し、「野田市中小企業資金融資条例」の一部を改正		
10	環境経済部となり環境保全課を新設		
		58. 3	「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」制定 (58.4.1 施行)
		59. 8	「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定(環境庁通達)
		60. 3	「千葉臨海地域公害防止計画」(59～63 年度)策定
60. 9	蕃昌地区の事業所の井戸から国の管理目標を超えるトリクロロエチレン検出		
		61. 3	「ふるさと千葉環境プラン」策定
		3	「千葉県炭化水素対策指導要綱」制定 (61.4.1 施行)
		62. 1	厚生省「合併浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱」制定 (62.4.1 施行)
		4	「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」制定 (62.4.1 施行)
		9	「公害健康被害補償法」一部改正 (63.3.1 施行)
63. 3	野田市公害モニター制度廃止		
3	「野田市公害防止条例施行規則」一部改正		
		63.11	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」一部改正 (H元.4.1施行)

年月	市	年月	国及び県
		H元. 3	「水質汚濁防止法施行令」一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加)
		6	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正
		6	「大気汚染防止法」一部改正(アスベストを特定粉じんとして規制) (元.12.27 施行)
H元.12	「野田市公害防止条例施行規則」一部改正(特定建設作業の規制基準改正)	9	「悪臭防止法施行令」一部改正 (2.4.1 施行)
		2. 3	「千葉地域公害防止計画」(元～3 年度)策定
		3	「ふるさと千葉アメニティプラン」策定
		5	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」制度(21 物質)
		6	「水質汚濁防止法」等の一部改正(生活排水対策等の追加) (2.9.22 施行)
		3. 1	東京湾の第三次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」策定
		3	東京湾の第三次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定
3. 4	環境部所属となる	3	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画(千葉県)」を内閣総理大臣が承認 (3.3.25 通知)
		7	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正(9 物質追加)
		8	「土壌の汚染に係る環境基準」告示
4. 1	悪臭防止法に基づく規制地域の指定	4. 2	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定
		4	「千葉県化学物質環境保全対策指導指針」の施行
		6	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NOx 削減法)策定 (4.12.1 施行)
		5. 3	「千葉地域公害防止計画」(4～8 年度)策定

年月	市	年月	国及び県
		5. 3	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(健康項目 15 項目追加) (5.3.8 施行)
		6	「悪臭防止法施行令」一部改正 (6.4.1 施行)
		8	「水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示)」「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(海域の窒素及び燐に係る環境基準及び排水基準の設定) (5.10.1 施行)
5.12	「野田市公害防止条例施行規則」一部改正(騒音の大きさの計量単位の変更)	11	「環境基本法」制定(「公害対策基本法」廃止) (5.11.19 施行)
6. 2	「野田市公害防止条例施行規則」一部改正		
6	「野田市公害対策審議会条例」一部改正		
		6.12	「環境基本計画」制定(環境庁) (6.12.16 閣議決定)
		7. 3	「千葉県環境基本条例」制定（「千葉県環境保全条例」廃止） (7.4.1 施行)
		3	「千葉県環境保全条例」制定（「千葉県公害防止条例」廃止）(7.3.10 公布)
7. 6	「野田市の今後の環境保全施策の在り方について」野田市環境審議会に諮問	4	「悪臭防止法」一部改正 (8.4.1 施行)
8. 2	「野田市の今後の環境保全施策の在り方について」野田市環境審議会より答申		
		8. 6	「水質汚濁防止法」一部改正 (9.4.1 施行)
7	「野田市環境基本条例」制定 (H8.7.31 施行)	7	「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (9.4.1 施行)
7	「野田市環境保全条例」制定 (8.7.31 公布) (8.11.1 施行) （「野田市公害防止条例」廃止）	7	「水質汚濁防止法施行規則」一部改正 (9.4.1 公布)
		8	「千葉県環境基本計画」策定
10	「野田市環境保全条例施行規則」 (8.11.1 施行) （「野田市公害防止条例施行規則」廃止）		
		12	「騒音規制法施行令」一部改正 (9.10.1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		9. 8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「施行令」及び「規則」一部改正 (9.12.1 施行)
		8	「大気汚染防止法施行令」一部改正 (9.12.1 施行)
		8	ダイオキシン類の指定物質抑制基準の設定 (9.12.1 施行)
		12	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」一部改正
10. 1	「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定 (10.1.1 施行)	12	地球温暖化防止京都会議(COP3)
1	「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」制定 (10.1.1 施行)	10. 2	「千葉地域公害防止計画」(9～13 年度)策定
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(処理施設の設置許可手続き等) (10.6.17 施行)
		6	「千葉県環境影響評価条例」制定 (11.6.12 施行)
		6	「地球温暖化対策推進大綱」策定
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正
		7	「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」策定 (11.10.8 公表)
		8	「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」制定 (10.12.1 施行)
		9	「騒音に係る環境基準」改正 (11.4.1 施行)
		10	「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」一部改正
		10	「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正 (11.4.1 施行)
		10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定 (11.4.8 施行)
		11	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正 (10.11.17 施行)
		11	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正 (10.12.1 施行)
		11. 2	「水質汚濁防止法に係る環境基準」一部改正 (11.2.22 施行)

年月	市	年月	国及び県
		11． 2	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正 (11.2.22 施行)
11． 3	「野田市環境基本計画」策定	3	「悪臭防止法施行規則」等の一部改正 (11.9.13 施行)
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正 (11.3.3 施行)
		3	「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」に係る規制地域の拡大等を告示 (11.4.1 施行)
		3	「騒音に係る環境基準」の地域類型の指示を告示 (11.4.1 施行)
		7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 (12.1.15 施行)
		7	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
		7	「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」の一部改正 (12.1 適用)
		12	「千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」制定 (12.4.1 施行)
		12． 5	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)制定 (13.4.1 施行)
		5	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」制定 (14.5.30 施行)
		6	「循環型社会形成推進基本法」制定 (12.6.2 施行)
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「同施行規則」一部改正(廃棄物の焼却規制等)
		12	「千葉県地球温暖化防止計画」策定
13． 3	「野田市環境保全条例」一部改正		
		13． 4	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」一部改正 (13.4.20 施行)
		6	「排水基準を定める環境省令」の一部改正(ホウ素、フッ素、硝酸性窒素の追加) (13.7.1 施行)
		6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」 (13.6.22 公布) (13.12.21 一部施行)

年月	市	年月	国及び県
		13. 6	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」 (13.6.27 公布)
		6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定 (13.7.15 施行)
		6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」策定 (13.5.28 策定)
		6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」の施行 (13.10.22 施行)
		11	東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定
		12	「水質汚濁防止法施行令」及び「同施行規則」の一部改正(汚濁負荷量の総量削減の指定項目に窒素・りんの含有量を追加等) (13.12.1 施行他)
		12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」一部改正(10 物質を追加して 45 項目とする)
		14. 2	「ちば環境再生計画」の策定
		3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」一部改正(フッ素等を有害物質に追加) (14.3.26 公布)
		3	「千葉県環境保全条例」の一部改正(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策に変更) (14.3.26 公布)
		3	「千葉県廃棄物処理計画」(13～17 年度)
		3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」の制定 (14.3.26 公布)
		3	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」制定 (14.3.26 公布)
		5	「土壌汚染対策法」制定 (14.5.29 公布) (15.2.15 施行)

年月	市	年月	国及び県
		14. 7	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」の一部改正(水底の底質基準の追加) (14.7.22 告示) (14.9.1 適用)
		7	「使用自動車の再資源化等に関する法律」の制定 (14.7.12 公布)
		7	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」の一部改正(水質基準対象施設4施設の追加) (14.7.31 公布) (14.8.15 施行)
		7	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の策定
		7	東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」「窒素含有量に係る総量規制基準」「りん含有量に係る総量規制基準」告示 (14.10.1 施行)
		7	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の制定 (15.4.1 施行) (15.10.1 一部施行)
		7	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策・措置の充実・強化) (15.4.1 施行)
		7	「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」告示 (15.4.1 施行)
		8	「底質の処理・処分等に関する指針」(14.8.30 環水管第 211 号環境省環境管理局水環境部長通知)
		8	「持続可能な開発に関する世界サミット」開催
		11	「千葉県資源循環型社会づくり計画」(14〜22 年度)策定
		15. 2	「土壌汚染対策法」施行
		3	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の一部改正(猶予期間を 12 年とする車両の拡大) (15.3.4 公布)

年月	市	年月	国及び県
		15. 4	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定
		5	「バイオマス立県ちば」推進方針の策定
15. 6	旧野田市と旧関宿町が合併し新「野田市」誕生	6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(不法投棄の未然防止、リサイクルの促進)　(15.12.1 施行)
		7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定　(15.10.1 施行)
		7	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定
		9	「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」の設定　(15.9.30 施行)
		10	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例」施行
		11	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正(水生生物の保全に係る水質環境基準の設定)　(15.11.5 公布･施行)
		12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の一部改正(①自動車リサイクル法の完全施行②BSE に係る死亡牛の適正処理③ダイオキシン類対策特別措置法施行令の改正)　(①は 17.1.1 施行、②及び③は 16.1.1 施行)
		16. 3	「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準等」の施行等(要監視項目の追加等)　(16.3.31 施行)
		4	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」の一部改正　(16.4.1 施行)
		5	「大気汚染防止法」の一部改正　(16.5.26 公布)

年月	市	年月	国及び県
		16. 5	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布 (16.5.31 公布)
		9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布 (16.9.27 公布)
		10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布 (16.10.27 公布)
		11	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行 (16.11.1 施行)
		17. 1	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布 (17.1.6 公布)
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布 (17.3.7 公布)
		3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布 (17.3.28 公布)
		3	「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布 (17.3.31 公布)
		5	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の公布 (17.5.25 公布)
		5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(大規模不法投棄への対応、無確認輸出の取締強化) (17.10.1 施行)
		6	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(17.6.1 施行、VOC 排出規制に関する部分 18.4.1 施行) (17.6.10 公布)
		6	「大気汚染防止法施行令」の一部改正(VOC 物質と VOC 排出施設の設定) (17.6.1 施行)
		6	「大気汚染防止法施行令」の一部改正(報告、検査の対象) (18.4.1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		17. 6	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正(VOC 排出基準)　(18.4.1 施行)
		6	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布　(17.6.17 公布)
		7	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正　(17.7.22 施行)
		8	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」の一部改正(水質基準対象施設 3 施設の追加)　(17.8.15 公布)　(17.9.1 施行)
		18. 2	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」公布　(18.2.10 公布)
		2	「石綿等による健康被害の救済に関する法律」公布　(18.2.10 公布)
		2	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(無害化処理認定制度)　(18.8.9 施行) (石綿含有廃棄物の処理基準)　(18.10.1 施行)
		3	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正 (18.4.1 施行)
		6	「千葉県地球温暖化防止計画」改定～ちば CO2CO2(こつこつ)ダイエット計画～
		19. 1	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」の一部改正(軽油の硫黄分の基準)　(19.4.1 施行)
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(電磁的記録により書面等を備え置く場合の方法に係る改正)　(19.3.30 施行)
19. 4	「野田市地球温暖化対策実行計画」策定	5	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の一部改正(局地汚染対策及び流入者対策の見直し)　(20.1.1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		19.　6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の一部改正(ホウ素、フッ素及び硝酸性化合物等の暫定排水基準の見直し)　(19.7.1 施行)
		7	「千葉県環境保全条例」の一部改正(揮発性有機化合物に係る規定の改正)　(19.7.10 施行)
		7	「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」の制定　(19.9.1 施行)
		9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の一部改正(産業廃棄物の「木くず」の区分の変更)　(20.4.1 施行)
		9	「千葉県環境学習基本方針」の全面改正　(19.9.13 施行)
		10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(畜産農業に係る暫定排水基準の適用期間の延長)　(19.10.23 施行)
		10	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」の制定　(20.4.1 施行)
		20.　2	「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針」の制定
		3	「千葉県環境基本計画」策定
		3	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の廃止　(20.3.31 廃止)
		3	「千葉県炭化水素対策指導要綱」の廃止　(20.3.31 廃止)
		3	「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」の制定　(20.4.1 施行)
		3	「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」策定
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正(会社法の創設、関係法令・技術指針の改正に伴う改正)　(20.10.1 施行)

年月	市	年月	国及び県
		20. 3	「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」の一部改正(法対象事業に係る調査、予測及び評価の手法等との整合を図る) (20.10.1 施行)
		3	「生物多様性ちば県戦略」の策定 (20.3.26)
		6	「生物多様性基本法」の制定 (20.6.6 施行)
		7	「千葉県分別収集促進計画」(20～24 年度)策定
		7	「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」の制定 (20.7.1 施行)
		9	「千葉県廃棄物処理計画」(～22 年度)の策定
		9	「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定
		11	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」の一部改正(第一種指定化学物質の種類の変更、届出対象業種に医療業を追加) (21.10.1 施行)
		12	湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準の一部改正 (20.12.16 告示) (21.10.1 施行)
		21. 3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正(空港整備法及び航空法の改正に伴う改正) (21.4.1 施行。一部 21.3.17 施行)
		4	「土壌汚染対策法」の一部改正 (21.4.24 公布) (22.4.1 全面施行)
		11	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正(1.4-ジオキサン追加等) (21.11.30 施行)
		22	国連による「生物多様性年」

年月	市	年月	国及び県
		22.　3	「生物多様性国家戦略2010」の策定
		3	「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則」の廃止（千葉県中小企業振興資金に統合し環境保全資金を創設）
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴う改正）（22.4.1施行）
		5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（排出事業者による廃棄物適正処理を確保するための対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化推進等）（23.4.1施行）
		5	「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の一部改正（測定結果未記録等への罰則創設、事故時の措置範囲を拡大等）（22.8.10一部施行・23.4.1施行）
22.6	野田南部工業団地内の産業廃棄物処理施設を原因とする健康被害に対応するため、環境部職員が県職員の兼任をうけ、24時間体制で苦情に対応	6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の一部改正（ふっ素等暫定排水基準値の改正等）（22.7.1施行）
		9	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正（ふっ素等暫定排水基準の改正等）
		10	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催「名古屋議定書」「愛知目標」を採択
		10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（硝酸性窒素等の暫定排水基準適用期間の延長）（22.10.1施行）
		12	「千葉県立自然公園条例」、「千葉県自然環境保全条例」の一部改正（23.4.1施行）
		23	国連による「国際森林年」
		2	「千葉県海岸漂着物対策地域計画」の作成
23.　3	「野田市環境基本計画」改正	3	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正（ばい煙測定結果の記録・保存等）（23.4.1施行）

年月	市	年月	国及び県
		3	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（指定物質の指定等）（23.4.1施行）
		3	「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正（排出水等の測定方法等を規定）（23.4.1施行）
		3	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更
		3	第8次「千葉県廃棄物処理計画」策定（計画期間23～27年度）
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（千葉県立自然公園条例、同施行規則、廃棄物処理法の改正に伴う改正）（23.4.1施行）
		3	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の一部改正（23.4.1施行）
		4	「環境影響評価法」の一部改正（方法書説明会の実施等、配慮手続きの新設）（24.4.1一部施行・25.4.1施行）
23. 6	夏の電力不足に対応するため、「野田市節電対策推進本部」及び「野田市節電対策市民連絡会」を設置	6	「水質汚濁防止法」の一部改正（有害物質貯蔵指定施設の届出義務、有害物質の使用・貯蔵等を伴う施設の構造等に関する基準遵守義務の創設等）（24.6.1施行）
		6	東京湾等の「化学的酸素要求量、質素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」の策定
		7	「千葉県バイオマス活用推進計画」の策定
		8	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）の制定（24.1.1施行）

年月	市	年月	国及び県
		8	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第２次一括法）に基づき、騒音、振動、悪臭に係る規制権限等が基礎自治体（市）に委譲される。 （24.4.1施行）
		8	「自然公園法の一部改正」（関係法令の制定に伴う所要の整備等） （23.8.30施行）
		9	「自然公園法施行規則」及び「自然環境保全条例施行規則の一部改正」（関係法令の制定に伴う千葉県自然環境保全条例の改正に伴う所要の整備等） （23.10.1施行）
23.10	「住宅用太陽光発電システム設置補助金」開始	10	「水質汚濁に係る環境基準」「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正（カドミウムの基準値変更） （23.10.27施行）
		10	「排水基準を定める省令」の一部改正（1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの排水基準の変更） （23.11.1施行）
		10	「環境影響評価法施行令」及び「環境影響評価法施行規則」の一部改正（方法書説明会の実施等） （24.4.1施行）
		11	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（有害物質貯蔵指定施設の定義等） （24.6.1施行）
		11	「環境影響評価法施行令」の一部改正（風力発電の追加） （24.10.1施行）
23.12	放射能汚染による市民の不安を低減するため、放射線量測定器の市民貸出を開始	12	「千葉県環境影響評価条例」の一部改正（方法書説明会の実施等） （23.7.1施行）
12	放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定される。		
		24. 2	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定
		2	東京湾に係る「化学的酸素要求量に

年月	市	年月	国及び県
24．1	「特定施設から排出される化学物質による健康被害者の団体に対する補助金の交付に関する条例」制定 （24.1.16公布・施行）		係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」告示 （24.5.1施行）
24．3	「野田市放射性物質除染計画」の制定	3	「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正（有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準等） （24.6.1施行）
3	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(二次一括法）により、騒音規制法に基づく地域の指定権限等が県から市に移譲される。	3	「千葉県排出水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例」の制定 （24.10.1施行）
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの排水基準の変更） （24.3.30施行）
		3	印旛沼及び手賀沼に係る第６期「湖沼水質保全計画」の策定
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（方法書説明会の実施等） （24.7.1施行）
		3	「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」の策定
		3	「千葉県自然環境保全条例施行規則」の一部改正（関係法令の制定・改正に伴う所要の整備等） （24.3.20施行）
		3	「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」の一部改正（改組に伴う所要の整備） （24.4.1施行）
		3	「千葉県立自然公園条例」及び「千葉県立自然公園施行規則」の一部改正（自然保護法における、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しによる改正に伴う所要の整備等） （24.3.23一部施行・24.4.1施行）
		3	「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正 （24.4.1施行）
24．4	放射能に対する市民の不安を解消するため、「野田市放射性物質除染計画」に基づく住宅用地の放射線測定		

	を開始		
24. 5	「野田市放射性物質除染計画」に基づく住宅用地の除染を開始	24. 5	「水質汚濁防止法施行令」「水質汚濁防止法施行規則」「排水基準を定める省令」等の改正（特定施設及び有害物質の追加等）　（24.5.25施行）
		24. 7	「千葉県環境保全条例」の一部改正（排出水の自主測定結果の記録の保存義務と事故時の措置について改正）　（24.10.1施行）
24. 8	「野田市地球温暖化対策実行計画」改訂	24. 8	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準にﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙを追加）　（24.8.22公布・施行）
		8	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）の制定　（25.4.1施行）
		24. 9	「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定
		9	「バイオマス事業化戦略」の決定
		9	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（排出水の汚染状態の測定に関する規定の改正）　（24.10.1施行）
24.10	飲食物の持込みによる放射能測定を開始	24.10	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（1,4-ジオキサンの排水基準の追加）　（25.4.1施行）
		24.11	「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」について一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（東京湾の一部））　（24.11.2公布・施行）
		24.12	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」の一部改正（処理期限の延長）　（24.12.12施行）
		25. 3	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準に「直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩（LAS）を追加」　（24.8.22公布・施行）
		3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正（上乗せ対象の特定施設の追加）　（25.4.1施行）
		3	「第2期千葉県自動車排出窒素酸化

			物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定
		3	「千葉県環境影響評価条例」の一部改正（法対象事業における計画段階環境配慮書の手続の新設に伴う改正）(25.4.1施行)、(法対象事業における環境保全措置等の公表等の手続きの具体化に伴う改正）(25.10.1改正)
		3	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令等の改正に伴う改正）(25.4.1施行)、(法対象事業における環境保全措置等の公表等の手続の具体化に伴う改正）(25.10.1施行)
		3	「千葉県自然環境保全条例施行規則」の一部改正（関係法令の改正に伴う所要の整備等） (25.4.1施行)
		3	「千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱」の一部改正(環境調査評価専門委員会の廃止等) (25.4.1施行)
		3	「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」の作成
		3	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の一部改正（中間処理届出制から毎月の実績報告制に変更） (25.4.1施行)
		3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（事業者の低公害車導入義務、低公害車の定義等の見直し） (25.4.1施行)
		25.6	「大気汚染防止法」の一部改正（アスベスト飛散防止対策の強化） (26.6.1施行)
		25.7	「千葉県地質環境対策審議会」の設置 (25.7.9設置)
		26.6	「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」の一部改正（放射性物質の除外規定の削除） (26.6.27適用)
		6	「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（風力発電の追加等）

			（26.7.1施行）
		6	「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」の一部改正（風力発電の追加等）（26.7.1施行）
		8	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（1.1-ジクロロエチレンの土壌溶出量、第二溶出量、地下水基準の変更）（26.8.1公布及び施行）
		10	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（同省令に基づく指定事務に係る一部の権限が都道府県等に移譲）(26.10.10公布･27.4.1施行)
		11	水質汚濁防止法施行規則の一部改正及び排水基準を定める省令の一部改正（カドミウムの排水基準の変更）（26.11.4公布・26.12.1施行）
		11	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（トリクロロエチレンの環境基準の変更）（26.11.17公布及び施行）
		12	「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」制定（27.4.1施行）
27.3	「野田市環境美化条例」の改正（「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に名称変更）（27.3.31公布・27.4.1施行）	27.3	「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の一部改正（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に伴う改正）
		5	「排水基準を定める省令」の一部改正（1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し）（27.5.1公布・27.5.25施行）
		6	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定（一部の規定を除き、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生じる日から施行）
		7	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（災害廃棄物処理に係る規定の整備）

			（27.7.17公布・27.8.6施行）
		9	「水質汚濁防止法施行規則」及び「排水基準を定める省令」の一部改正（トリクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に関する浄化基準及び排水基準の変更） （27.9.18公布・27.10.21施行）
27.12	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例に規定する重点区域に梅郷駅東口・西口周辺を指定 （27.12.28告示・28.4.1施行）		
29.3	「野田市環境基本計画」改訂		

２　組織

市　長 ── 副市長 ── 環境部 ── 環境保全課 ─┬─ 環境保全係
　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└─ 公害対策係
　└── 野田市環境審議会

３　事務分掌

環境保全課

１　環境保全の計画に関すること。
２　環境保全の総合調整に関すること。
３　環境保全条例の施行に関すること。
４　埋立等の許可に関すること。
５　墓地に関すること。
６　畜犬登録に関すること。
７　あき地等の除草に関すること。
８　公衆便所の設置及び維持管理に関すること。
９　家ねずみ及び衛生害虫（森林及び農作物害虫を除く。）の駆除に関すること。
１０　地球温暖化対策に関すること。
１１　公害対策の企画調査及び調整に関すること。
１２　公害被害に関する調査及び調整に関すること。
１３　専用水道、簡易専用水道及び小規模水道に関すること。
１４　飲用井戸等衛生対策に関すること。
１５　環境審議会に関すること。

４　環境審議会

公害対策の基本的事項を調査審議する市長の諮問機関として、公害対策基本法に基づく野田市公害対策審議会を昭和 46 年 4 月に設置した。その後、環境基本法が制定され、公害対策基本法が廃止されたことに伴い、野田市公害対策審議会を改組し、野田市環境審議会を平成 6 年 8 月に設置した。本審議会は、学識経験者 6 名、商工団体を代表する者 2 名、農業団体を代表する者 1 名、労働団体を代表する者 1 名、公募に応じた市民 2 名、その他市長が必要と認めた者 2 名の計 14 名で構成されている。

表 2-1　環境審議会委員

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区　　分	氏　　名	役　　職
学識経験者	菊　池　喜　昭	委員長
	鍛　冶　利　幸	委員
	関　根　理　恵	委員
	浅　野　幸　男	委員
	金　本　秀　之	委員
	島　田　ゆかり	委員
商工団体を代表する者	今　井　泰　彦	副委員長
	竹　澤　浩　美	委員
農業団体を代表する者	石　山　正　剛	委員
労働団体を代表する者	関　口　一　郎	委員
その他市長が必要と認めた者	五百川　和家恵	委員
	山　中　啓　司	委員
公募に応じた市民	上　口　清　彦	委員
	添　野　　博	委員

（順不同・敬称略）

写真　環境審議会審議風景

5　公害防止に関する融資制度

本市では、市内に店舗・工場・事業所等を有する中小企業者で、1 年以上同一事業を営んでいる法人又は個人の市税完納者が公害防止対策を行うため資金が必要なとき、2,000 万円以内の融資を行っている。

表 2-2　融資の条件

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

制　度　名	融資限度額	期間 (据置)	利　　率	利子補給率
野田市中小企業資金融資制度 (公害防止施設資金)	2,000 万円	7 年 (なし)	1 年以内　2.1% 1～3 年以内　2.3% 3～5 年以内　2.4% 5～7 年以内　2.8%	年 3.0%以内

6　公害防止協定

本市では、市内に店舗・工場・事業所等を有する事業者と公害防止協定の締結を行っている。また平成 26 年度には協定締結事業所のうち、水質汚濁防止法の適用を受けない 17 事業所について協定に基づく立入り調査を実施し､7 事業所についてpH、BOD、COD、全窒素、大腸菌群数で水質改善の勧告を行った。

表 2-3　公害防止協定締結事業所数

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

公害防止協定締結事業所数	225 社

Ⅲ　環境基本計画の進捗状況

野田市環境基本計画は、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向性を明示し、施策の総合的かつ計画的な推進のため、野田市環境基本条例第 8 条に基づき策定されたもので、現計画は平成 23 年 3 月に策定し、平成 29 年 3 月に改訂した。

本計画では、市の望ましい環境像を**「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」**とし、自然と人々が共存共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目指している。この環境像を実現するため、表 3-1 のとおり 6 つの基本方向と 20 の施策の方向を定めている。

施策の進捗状況は、各施策の方向に設定した環境指標により把握、評価し本報告書で公表する。

表 3-1　基本方向と施策の方向

環境像	基本方向	施策の方向
豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田	1　自然との共生の確保【自然環境】	1－1　里山の保全と活用
		1－2　自然との触れ合いの確保
		1－3　生物の多様性の保全
	2　快適な都市環境の確保【地域環境】	2－1　豊かな緑の確保
		2－2　触れ合える水辺づくり
		2－3　良好な景観の形成
		2－4　歴史的文化的遺産の保護・継承
	3　資源の循環・効率化の進んだ社会の実現【地球環境】	3－1　廃棄物の減量化の推進
		3－2　資源化の推進
		3－3　不法投棄の防止
		3－4　環境マナーの普及啓発
	4　地球環境保全への貢献【地球環境】	4－1　地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策
		4－2　エネルギーの効率的利用の促進
	5　環境への負荷の少ない社会の実現【生活環境】	5－1　大気環境の保全
		5－2　水質環境の保全
		5－3　騒音・振動・悪臭防止
		5－4　地質環境の保全
	6　みんなが参加する取組【環境保全】	6－1　環境教育・環境学習の推進
		6－2　環境情報の共有とネットワークづくり
		6－3　環境保全活動の拠点づくり、組織づくり

達成状況は、将来目標値と各年度の実績を比較し、3 段階で評価する。評価は☆☆☆を目標達成、☆☆を改善・現状維持、☆を悪化等とし、現状維持が目標の場合は、現状維持を目標達成☆☆☆とする。なお、年度ごとに変動し、達成状況が変化する場合は、最終年度の達成状況と各年度の達成状況を勘案して評価する。

各表に記載している現在値等は、環境基本計画（平成 29 年 3 月改訂）の基準として用いた平成 27 年度の実績値であり、将来目標値は計画の最終年度である平成 32 年度までに達成すべき数値となっている。また、他の計画等の変更により必要がある場合には、基準年度または目標値を変更する。

1　自然との共生の確保

本市の自然環境は、市域を囲む江戸川等の河川と里山を基盤として形成されている。こうした自然環境を保全するためには、自然環境の理解、生物の多様性の保全、豊かな生態系の維持が重要である。

本計画では「自然との共生の確保」に係る施策の方向を、「里山の保全と活用」、「自然との触れ合いの確保」、「生物の多様性の保全」とし、施策の方向に係る環境指標に市と自然保護活動団体と協働で実施する「自然観察会などのイベント開催数」、「自然保護活動団体との協働事業数」及び「冬期湛水事業による再生湿地数」を設定し評価する。

平成 28 年度の実績は、表 3-2 のとおりであった。冬期湛水事業による再生湿地数は目標を達成したが、その他の項目では、目標を達成できなかった。

表 3-2　自然環境に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度（27 年度）	28 年度実績	将来目標値（32 年度）	評価
1－1 里山の保全と活用	◎自然観察会などのイベント開催数	10 回/年	11 回/年	12 回/年	☆☆
1－2 自然との触れ合いの確保	◎自然保護活動団体との協働事業数	3 件	3 件	4 件	☆☆
1－3 生物の多様性の保全	◎冬期湛水事業による再生湿地数	8 か所（40,587 ㎡）	8 か所（40,587 ㎡）	8 か所	☆☆☆

2　快適な都市環境の確保

本市は、河川等の水辺空間やそれを取り巻く緑に恵まれるとともに、美しい街並みや歴史文化遺産も存在するなど、市民の心を豊かにする資源が豊富にある。このような資源を保全し、活用していくことが、快適な都市空間を確保するために重要である。

本計画では「快適な都市環境の確保」に係る施策の方向を、「豊かな緑の確保」、「触れ合える水辺づくり」、「良好な景観の形成」、「歴史的文化的遺産の保護・継

承」とし、施策の方向に係る環境指標に「水辺広場の数」、「景観形成対象地区数」、「指定文化財の件数」を設定し評価する。

平成 28 年度の実績は、表 3-3 のとおりであった。水辺広場の整備や景観形成対象地区数など長期的な取り組みが必要な指標では進展がなく、また、指定文化財の件数については、現状を維持するにとどまった。

表 3-3　快適な都市環境の確保に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度（27 年度）	28 年度実績	将来目標値（32 年度）	評価
２－２ 触れ合える水辺づくり	◎水辺広場の数	2か所	2か所	3か所	☆☆
２－３ 良好な景観の形成	◎景観形成対象地区数	0か所	0か所	景観計画を策定し、地区数を設定	※
２－４ 歴史的文化的遺産の保護・継承	◎指定文化財の件数	35件	35件	37件	☆☆

※現状では、地区計画等により建築物の色彩、意匠等の誘導を行うことで良好な景観の形成に努めているが、景観計画について平成 30 年度から策定を予定しているため、この後に評価を行う。

３　資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

大量生産、大量廃棄型の経済社会活動を改め、リサイクルや資源の有効活用に係る取組が行われている。資源の有限性を踏まえ、生産・消費・廃棄の各段階において、徹底したごみの削減を行い、可能な限り再資源化・再利用化を行うことが重要である。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、不法投棄を防止し、環境マナーの向上を図ることが求められている。

本計画では「資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」に係る施策の方向を、「廃棄物の減量化の推進」、「資源化の推進」、「不法投棄の防止」、「環境マナーの普及啓発」とし、施策の方向に係る環境指標に「市民一人１日当たりのごみ排出量」、「ごみの資源化率」、「ごみの不法投棄指導件数」、「環境美化運動参加人数」を設定し評価する。

平成 28 年度の実績は、表 3-4 のとおり環境美化運動参加人数及びごみの資源化率で目標を達成することができた。一方、廃棄物の減量化に関しては、平成 7 年の指定ごみ袋制度導入など長期にわたる取組により大幅な成果がみられているが、「市民一人１日当たりのごみ排出量」の目標を達成することができなかった。また、ごみの不法投棄指導件数については、前年度より減少したが、目標は達成できなかった。

表3-4　資源の循環・効率化の進んだ社会の実現に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目		基準年度 (27年度) ※1	28年度 実績	将来目標値 (32年度)	評価
３－１ 廃棄物の減量化の推進	◎市民一人１日当たりのごみ排出量	604.19ｇ／人・日※2	576.76ｇ／人・日	447.00ｇ／人・日※2	☆☆
３－２ 資源化の推進	◎ごみの資源化率	29.29%※3	29.61%	増加	☆☆☆
３－３ 不法投棄の防止	◎ごみの不法投棄指導件数	55件	41件	40件	☆☆
３－４ 環境マナーの普及啓発	◎環境美化運動参加人数	27,212人	27,751人	27,300人	☆☆☆

※1　市民一人１日当たりのごみ排出量の現在値は22年度。
※2　平成24年３月に「野田市一般廃棄物処理基本計画」が改訂されたため、現状値及び目標値を変更した。
※3　資源化率に剪定枝等の回収量を含めることとしたため、現状値を環境基本計画の数値から変更した。

４　地球環境保全への貢献

地球環境問題は、世界共通の緊急課題である。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取組が求められている。

本計画では、「地球環境保全への貢献」に係る施策の方向を、「地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策」及び「エネルギーの効率的利用の促進」とし、施策の方向に係る環境指標に「エコアクション２１登録事業者数」、「市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減」、「公用車中の低燃費・低公害車保有台数」を設定し評価する。

平成28年度の実績は、表3-5のとおりであった。市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減については、野田市地球温暖化対策実行計画（第2次実行計画）の基準年度（平成23年度）及び将来目標値を環境指標としており、28年度は第2次実行計画の最終年度である。総排出量は、燃料などの使用削減、低公害車の導入などで22,117.9トンとなり、基準年度の排出量23,208.1トンと比較して約1,090.2トン削減できたが、廃棄物の焼却に伴う排出において、可燃ごみに含まれる廃プラスチックの量が前年度に比べ7.19%増えたことにより、目標を達成することができなかった。

表 3-5　地球環境保全への貢献に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目			基準年度(27年度)※1	28年度実績	将来目標値(32年度)	評価
４－１ 地球温暖化の防止及びオゾン層保護のためのフロン対策	◎エコアクション２１登録事業者数		7社	6社	10社	☆
	◎市の事業に伴う二酸化炭素排出量※1,2,		23,208.1 t-CO2	22,117.90 t-CO2	21,815.6 t-CO2	☆☆
		（電気の使用に伴う排出）	7,443.0 t-CO2	8,328.00 t-CO2	(8,325.0)※3 t-CO2	
		（燃料の使用に伴う排出）	3,875.2 t-CO2	3,225.30 t-CO2	(4,080.0)※3 t-CO2	
		（自動車の使用に伴う排出）	17.1 t-CO2	13.40 t-CO2	(22.6)※3 t-CO2	
		（廃棄物の焼却に伴う排出）	11,819.3 t-CO2	10,504.30 t-CO2	(9,335.0)※3 t-CO2	
		（し尿の処理に伴う排出）	53.5 t-CO2	46.90 t-CO2	(53.0)※3 t-CO2	
４－２ エネルギーの効率的利用の促進	◎公用車中の低燃費･低公害車保有台数		75台	84台	増加	☆☆☆

※1　この項目は、「野田市地球温暖化対策実行計画（第２次）」の「基準年度（23年度）における排出量及び削減目標」を環境指標とする。

※2　排出量は、ガスの種類ごとに温暖化の影響の強さが異なることから、全て二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

※3　市の事業に伴う二酸化炭素排出量の削減において括弧書きになっているものは目安として記載している。

5　環境への負荷の少ない社会の実現

公害法規の整備から40年が経過し、甚大な被害を伴う大気汚染や水質汚濁は認められなくなっている。しかし、生活水準の向上等から増加する自動車の排出ガスによる大気汚染や、地盤沈下や地下水汚染等の地域的な公害の解決が重要となっている。また、生活排水による水質汚濁などの都市生活型の環境問題については、生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道の整備推進と切り替えを促すとともに、公共下水道計画区域外における単独処理浄化槽や汲み取り式便槽は、合併処理浄化槽への切り替えを促進し、浄化槽の点検・清掃・法定点検の必要性について周知していくことが重要である。

本計画では「環境への負荷の少ない社会の実現」に係る施策の方向を「大気環境の保全」、「水質環境の保全」、「地質環境の保全」とし、大気環境の保全では硫黄酸化物や窒素酸化物、光化学オキシダントなどの環境基準項目、水質環境の保全では河川における BOD75%値、また、地質環境の保全では、地下水汚染の検出率や地盤沈下の発生状況を環境指標として評価する。

平成28年度の実績は、表3-6のとおりであった。水質環境の利根運河の BOD値では基準年度よりも悪化し、大気環境の光化学オキシダント及び下水道普及率は基準年度から改善が見られたが目標を達成することはできなかった。その他の項目では、すべて目標達成となった。

表 3-6　環境への負荷の少ない社会の実現に係る環境指標等の達成状況

環境指標の項目			基準年度（27 年度）	28 年度実績	将来目標値（32 年度）	評価
５－１ 大気環境の保全	◎硫黄酸化物（野田）		0.002ppm	0.002ppm	環境基準達成	☆☆☆
	◎窒素酸化物（野田）		0.031ppm	0.031ppm	環境基準達成	☆☆☆
	◎窒素酸化物（桐ケ作）		0.023ppm	0.027ppm	環境基準達成	☆☆☆
	◎浮遊粒子状物質（野田）		0.049mg/m^3	0.042mg/m^3	環境基準達成	☆☆☆
	◎浮遊粒子状物質（桐ケ作）		0.060mg/m^3	0.051mg/m^3	環境基準達成	☆☆☆
	◎光化学オキシダント					
	野田	環境基準超過日数	93日	81日	80日	☆☆
		環境基準超過時間数	486時間	386時間	350時間	☆☆
	桐ケ作	環境基準超過日数	97日	91日	90日	☆☆
		環境基準超過時間数	531時間	418時間	420時間	☆☆☆
５－２ 水質環境の保全	◎河川におけるＢＯＤ７５％値					
	利根川		1.0mg/l	1.4mg/l	環境基準達成	☆☆☆
	江戸川		0.9mg/l	0.9mg/l	環境基準達成	☆☆☆
	利根運河　（運河橋）		4.2mg/l	4.7mg/l	環境基準達成	☆
	◎公共下水道普及率		64.70%	65.32%	67.00%	☆☆
５－４ 地質環境の保全	◎地盤沈下の発生状況		0km^2		0km^2	
	◎有機塩素系化合物（検出率）		0%	0%	0%	☆☆☆
	◎硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準超過率）		14.28%	14.28%	減少	☆☆

※1　大気環境の保全に関する環境基準は、p36 の表 5-1 を参照。
※2　水質環境の保全に関する環境基準は、p60 の表 6-1 を参照。

表 3-7　下水道年度別整備状況

項　　目	単位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
行政人口	人	156,725	156,124	155,610	155,134	154,772
世帯数	世帯	63,322	63,956	64,609	64,405	66,138
行政区域面積	ha	10,354	10,354	10,354	10,355	10,355
事業認可面積(汚水)	ha	2,123	2,164	2,164	2,164	2,164
処理区域面積	ha	1,644.52	1,677.83	1,699.44	1,709.33	1,729.20
処理区域人口	人	99,255	99,689	100,080	100,384	101,092
処理区域世帯数	世帯	33,883	34,372	34,639	34,712	35,261
水洗化人口	人	88,803	89,657	90,734	91,837	93,236
水洗化世帯数	世帯	30,602	30,824	31,403	32,015	32,692
普及率	%	63.33	63.85	64.31	64.70	65.32
水洗化率	%	89.47	89.94	90.66	91.48	92.23

６　みんなが参加する取組

良好な環境づくりを進めるには、市、事業者、市民、教育関係者、ＮＰＯ等の主体が、公平な役割分担の下で、環境への配慮を心掛けていくことが求められている。このためには、市民が環境保全のための知識を身に付けられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解して実践していくことが必要である。また、こうした一人一人が結びつき、大きなネットワークとなっていくことが大切である。

本計画では「みんなが参加する取組」に係る施策の方向を、「環境教育・環境学習の推進」と「環境保全活動の拠点づくり・組織づくり」とし、施策の方向に係る環境指標に「こどもエコクラブの登録数」､「小中学校での環境教育実施校数」､「市民講座・イベント回数」､「環境活動団体数」を設定し評価する。

平成 28 年度の実績としては、表 3-8 のとおりであった。こどもエコクラブの登録クラブ数は基準年度よりも増加したが、目標を達成するには至らず、小中学校での環境教育実施校数は現状を維持するにとどまった。また、市民講座・イベントの回数及び環境活動団体数は目標達成となっている。

表 3-8　みんなが参加する取組の達成状況

環境指標の項目		基準年度（27 年度）	28 年度実績	将来目標値（32 年度）	評価
６－１ 環境教育・環境学習の推進	◎こどもエコクラブの登録数	1 クラブ	2 クラブ	5 クラブ	☆☆
	◎小中学校での環境教育実施校数	20 校	20 校	全校（31 校）	☆☆
６－３ 環境保全活動の拠点づくり・組織づくり	◎市民講座・イベント回数	23回	23回	現状維持	☆☆☆
	◎環境活動団体数	9団体	9団体	9団体	☆☆☆

※　小中学校での環境教育実施については明確な基準がなかったため、27 年度から「農業体験」､「自然観察学習」を実施した学校数としている。

Ⅳ 地球温暖化対策

温室効果ガスの排出による地球温暖化は、地球的規模で環境に影響する問題として、国や地方自治体、事業者、国民などの主体により、温室効果ガスの排出量削減等の取組が行われている。

本市では、平成 9 年 12 月から市役所本庁舎の温室効果ガス排出削減の取組を開始し、平成 19 年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「野田市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定、平成 24 年 8 月に改訂を行い、市が管理する全施設で取組を実施している。

平成 28 年度における市が管理する施設の温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で 22,117.9 t であった。温室効果ガスの種類別排出量では、二酸化炭素が 9 割以上を占め（表 4-1）、排出原因別では廃プラスチックの焼却によるものが 45.62%、電気の使用に伴うものが 37.65%と、この 2 つの原因が排出量の大部分を占めている（表 4-2）。

なお、平成 28 年度の総排出量は、28 年度の目標値を達成することができなかった。要因としては、電気の使用に伴う排出については、火力発電の稼働による排出係数が増加したため、電気の使用量が減少しても温室効果ガスの排出抑制が小幅となったため、目標値を満足することができなかった。また、可燃ごみの焼却に伴う排出では、ごみ減量の取り組みにより昨年度より約 1,870 t のごみが削減されたが、焼却ごみに含まれる廃プラスチックの量が、昨年度と比べ 7.19％増加したため排出量が増加し目標値を達成することができなかった。
（表 4-3）。

表 4-1　温室効果ガスの種類別排出量（平成 28 年度）

	排出量※（$t-CO_2$）	割合（%）
二酸化炭素（CO_2）	21,643.2	97.85
一酸化二窒素（N_2O）	399.4	1.81
メタン（CH_4）	71.4	0.32
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	3.9	0.02
総　　　計	22,117.9	100.00

※排出量はガスの種類ごとに温暖化の影響の強さから二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

表 4-2　温室効果ガスの原因別排出量（平成 28 年度）

	排出量※(t-CO_2)	割合(%)
ガソリン	222.6	1.01
灯油	740.3	3.35
軽油	326.0	1.47
Ａ重油	828.3	3.74
液化石油ガス(LPG)	433.2	1.96
都市ガス	674.8	3.05
電気	8,328.0	37.65
自動車走行距離	13.4	0.06
廃プラスチックの焼却	10,089.9	45.62
一般廃棄物の焼却	414.4	1.87
し尿処理	46.9	0.21
総　　計	22,117.9	100.00

※排出量はガスの種類ごとに温暖化の影響の強さから二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

表 4-3　温室効果ガスの排出実績一覧（平成 28 年度）

排出要因※1	目標値※2（t-CO2)	実績値※2（t-CO2)
燃料の使用に伴う排出	4,080.0	3,225.30
電気の使用に伴う排出	8,325.0	8,328.00
自動車の使用に伴う排出	22.6	13.40
可燃ごみの焼却に伴う排出	9,335.0	10,504.30
し尿の処理に伴う排出	53.0	46.90
合計	21,815.6	22,117.90

※1　要因別排出量の目標値は目安として設定しています。
※2　排出量はガスの種類ごとに温暖化の影響の強さから二酸化炭素として排出した場合の量に換算している。

～コラム『目標は 10％減』～

地球温暖化問題対策の鍵は、二酸化炭素に代表される温室効果ガスの抑制にあります。特に二酸化炭素は、私たちの生活に密着した生成物であり、産業活動とともに、私たち個人個人の排出削減努力も求められています。環境保全課では、市民の方々に、家庭で簡単に二酸化炭素の削減対策に取り組めるよう、電気、ガス、水道、灯油などの項目に使用量を記入するだけで、二酸化炭素の排出量が計算できる環境カレンダーを作成し、配布しております。次世代を担う子どもたちに、良好な環境を引き渡せるように、個人個人の積極的な取組をお願いいたします。

Ⅴ　大 気 汚 染

大気汚染は、主として工場・事業所等の固定発生源から排出されるばい煙や、自動車等の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされる。近年は自動車等の移動発生源から発生する窒素酸化物（NOx）や浮遊粒子状物質（SPM）などによる大気汚染が問題視されているが、ここ数年は、横ばいとなっている（図 5-1）。

大気汚染物質には、二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、光化学オキシダント（Ox）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）等がある。本市では、これらの汚染物質の濃度を把握するため、昭和 50 年 3 月に中央小学校裏校庭に大気汚染測定所（野田測定所）を設置し、昭和 50 年度から測定を開始した。現在は本測定所を県に貸与し、平成 3 年 4 月に二川中学校敷地内に県が設置した桐ケ作測定所とあわせ、市内 2 箇所で県による測定が行われている。野田測定所の測定結果は表 5-2、図 5-1、-2 に、桐ケ作測定所の測定結果は表 5-3、図 5-3、-4 に示す。

写真：大気汚染観測所（中央小学校）

また、環境省では、自動車から排出される大気汚染物質による影響を測定するため、国道 16 号沿いの中央の杜に国設野田自動車交通環境測定所を設置し、平成 14 年 4 月から測定を行っている。

なお、これらの汚染物質に対し、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、国が環境基準（表 5-1）を定めている。

表 5-1　大気汚染に係る環境基準

物　　質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄(SO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
二酸化窒素(NO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

※光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の化学反応により生成される酸化性物質をいう
※浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 マイクロメートル以下のものをいう
※微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 マイクロメートル以下のものをいう
※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所には適用されない

表 5-2　大気汚染野田測定所での大気汚染の年平均値経年変化一覧表

年度	二酸化硫黄(ppm)	一酸化窒素(ppm)	二酸化窒素(ppm)	光化学オキシダント(ppm)	浮遊粒子状物質(mg/m³)
平成 24 年	0.001	0.006	0.015	0.032	0.019
平成 25 年	0.001	0.006	0.015	0.033	0.020
平成 26 年	0.001	0.005	0.014	0.034	0.020
平成 27 年	0.001	0.004	0.015	0.033	0.019
平成 28 年	0.001	0.004	0.013	0.032	0.017

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-1　大気汚染野田測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（硫黄酸化物・窒素酸化物・光化学オキシダント）

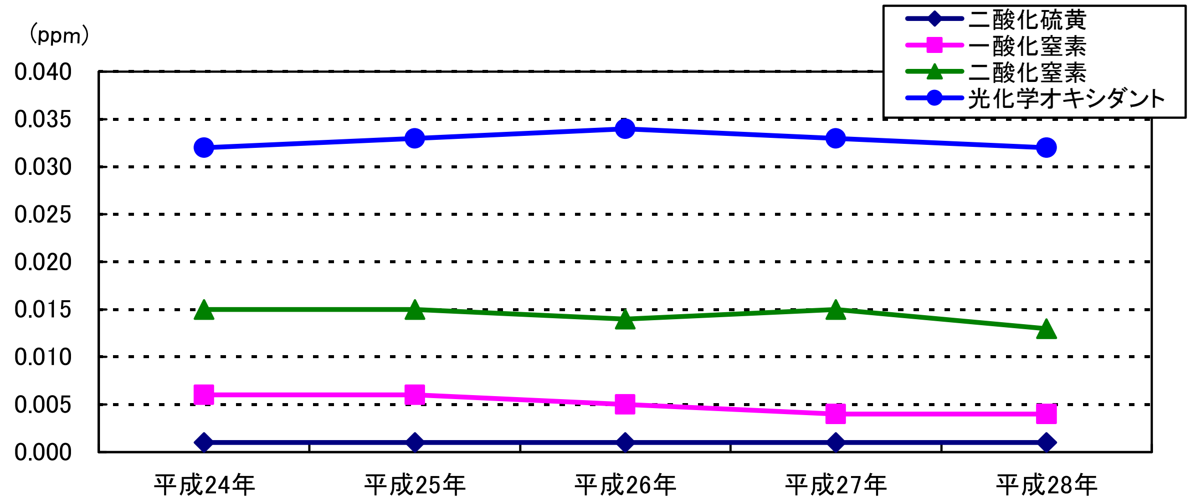

図 5-2　大気汚染野田測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（浮遊粒子状物質）

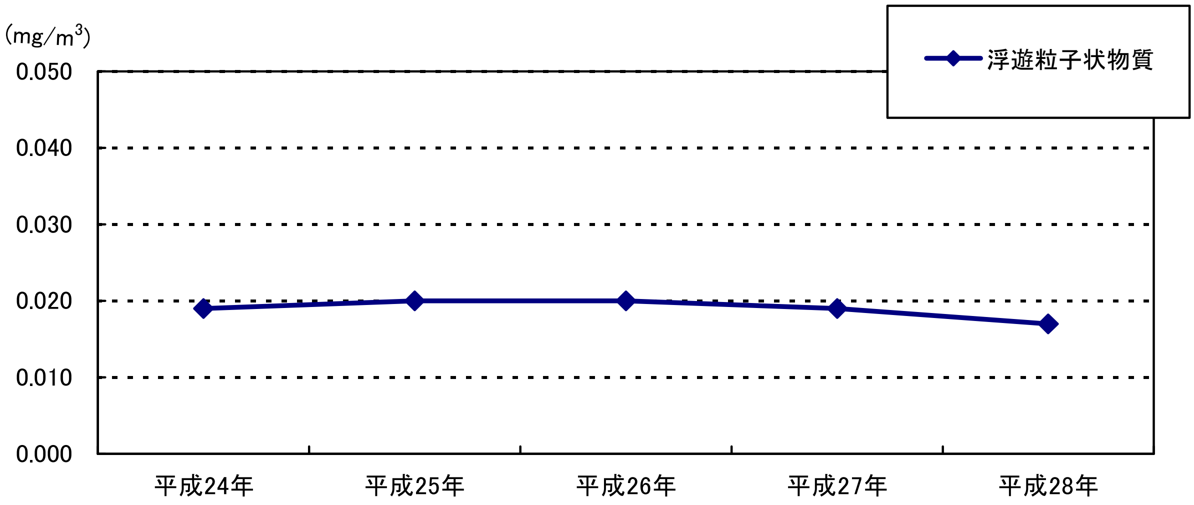

表 5-3　大気汚染桐ケ作測定所での大気汚染の年平均値経年変化一覧表

年度	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシダント(ppm)	浮遊粒子状物質(mg/m³)	微小粒子状物質 (PM2.5)（μg/m³）
平成 24 年	0.004	0.012	0.033	0.032	14.7
平成 25 年	0.005	0.012	0.034	0.035	15.6
平成 26 年	0.003	0.012	0.036	0.024	15.6
平成 27 年	0.004	0.010	0.033	0.023	14.2
平成 28 年	0.003	0.010	0.035	0.020	12.4

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。
※平成 23 年度は平成 24 年 1 月 31 日から測定を開始し、有効測定日数に満たないことから参考値となる。

図 5-3　大気汚染桐ケ作測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（窒素酸化物・光化学オキシダント）

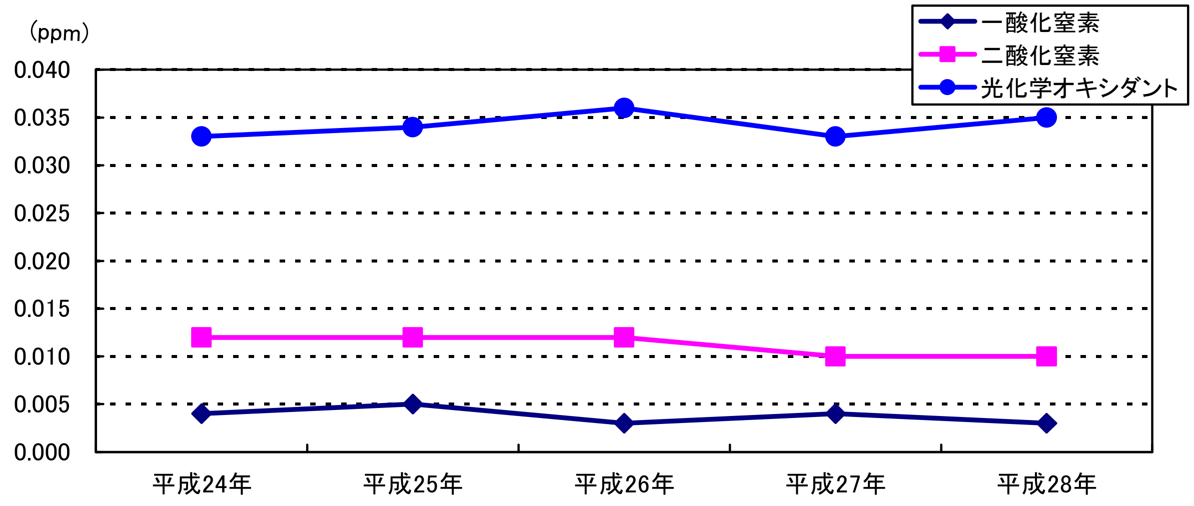

図 5-4　大気汚染桐ケ作測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5））

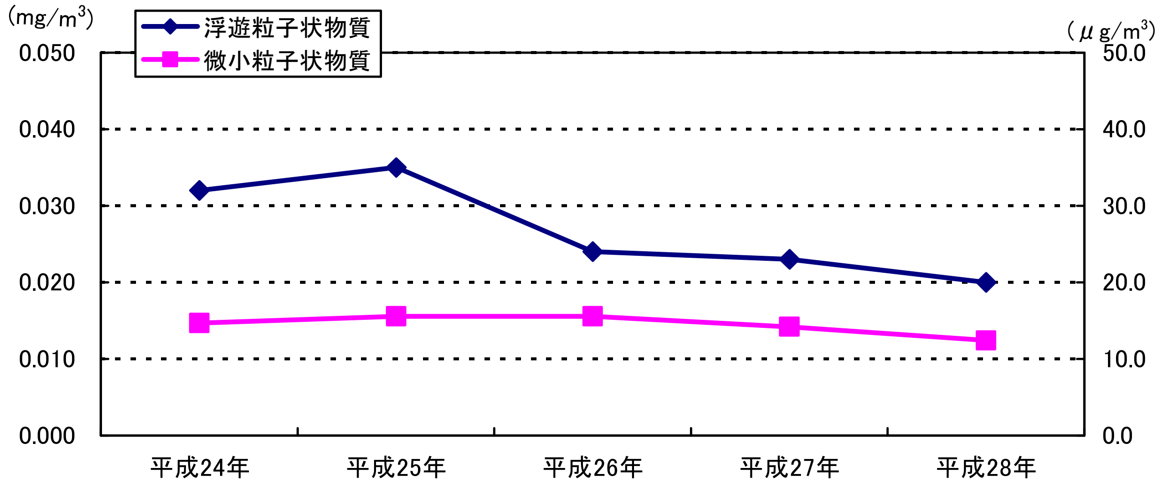

1　硫黄酸化物

大気中の硫黄酸化物は、主として工場等で使用される石炭・石油等の化石燃料の燃焼により排出され、呼吸器官を刺激して、ぜんそくや気管支炎などの原因となるほか、酸性雨の原因となり、植物にも影響を与えることが知られている。

平成 28 年度の二酸化硫黄（SO_2）の測定結果は、長期的・短期的評価ともに環境基準（表 5-1）を達成している（表 5-5）。過去 3 年間の経月変化（表 5-4、図 5-5）をみると、硫黄酸化物の濃度に季節的変動はほとんどなく、低濃度で安定したレベルを保持している。

表 5-4　大気汚染野田測定所における二酸化硫黄の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
平成 27 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
平成 28 年	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-5　大気汚染野田測定所における二酸化硫黄の月別測定結果（過去 3 年間）

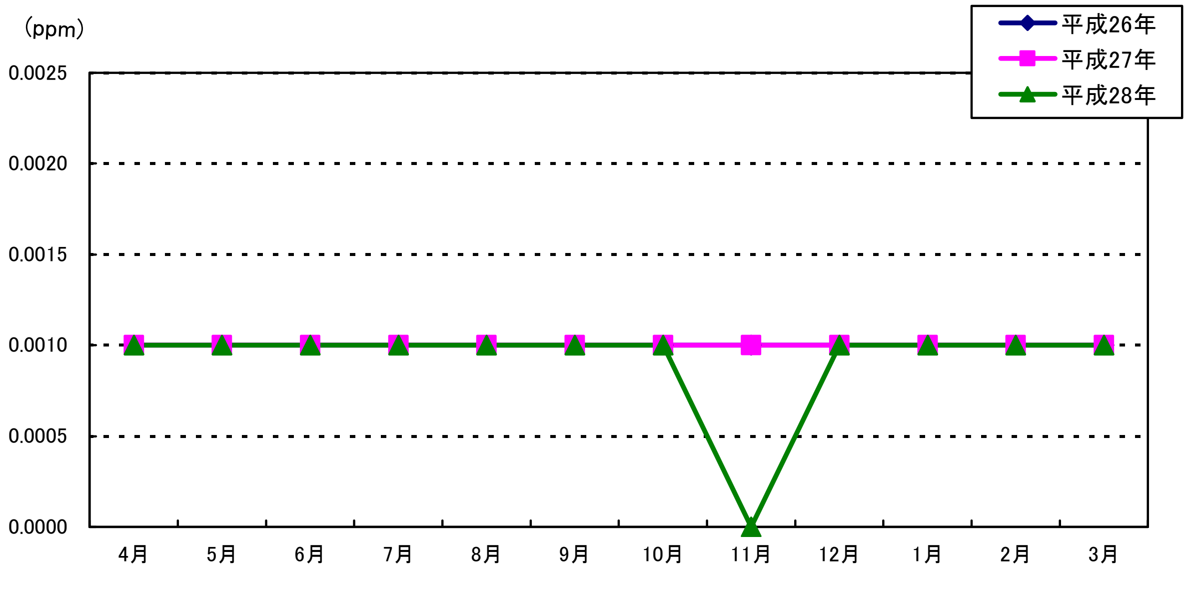

表 5-5　二酸化硫黄の環境基準との適合状況（平成 28 年度）

（野田測定所のデータ）

<table>
<tr><td colspan="3">有効測定日数</td><td>363 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">測定時間</td><td>8,674 時間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">短期的評価</td><td rowspan="2">1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数とその割合</td><td>時間</td><td>0 時間</td></tr>
<tr><td>%</td><td>0.00%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合</td><td>日</td><td>0 日</td></tr>
<tr><td>%</td><td>0.00%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">長期的評価</td><td colspan="2">日平均値の 2%除外値</td><td>0.002ppm</td></tr>
<tr><td colspan="2">日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境基準の適否</td><td>適</td></tr>
</table>

※二酸化硫黄の環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

※環境基準適合の評価方法

・短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

・長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下で、かつ、1 日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと。

※2%除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値をいう

２　窒素酸化物

窒素酸化物は、物の燃焼に伴って大気中の窒素が酸化されて発生するものや、燃料中の窒素が酸化されて発生するものなどがあり、これらの生成物として一酸化窒素（NO)、二酸化窒素（NO_2）等がある。これらは呼吸器系に影響を与え、光化学スモッグの主要原因物質となる。

平成 28 年度の二酸化窒素（NO_2）の測定結果は、全測定所において長期的・短期的評価ともに環境基準（表 5-1）を達成している（表 5-10）が、県の環境目標値に対しては、自動車排ガス測定所のみ達成することができなかった。なお、一酸化窒素の環境基準は定められていない。

窒素酸化物の測定結果は、野田測定所における経年変化を表 5-2、図 5-1 に、過去 3 年分の経月変化を表 5-6、-7、図 5-6、-7 に示し、桐ケ作測定所における経年変化を表 5-3、図 5-3 に、経月変化を表 5-8、-9、図 5-8, -9 に示す。

測定値の季節的変動は、一酸化窒素、二酸化窒素ともに冬季に測定値が高くなる傾向が見られる。また、経年変化は、一酸化窒素、二酸化窒素ともに横ばいとなっている。

表 5-6　大気汚染野田測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.005	0.012	0.016	0.006	0.008	0.003	0.005
平成 27 年	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.006	0.010	0.013	0.007	0.004	0.005
平成 28 年	0.002	0.001	0	0.002	0.002	0.002	0.003	0.006	0.013	0.009	0.004	0.004	0.004

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-6　大気汚染野田測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

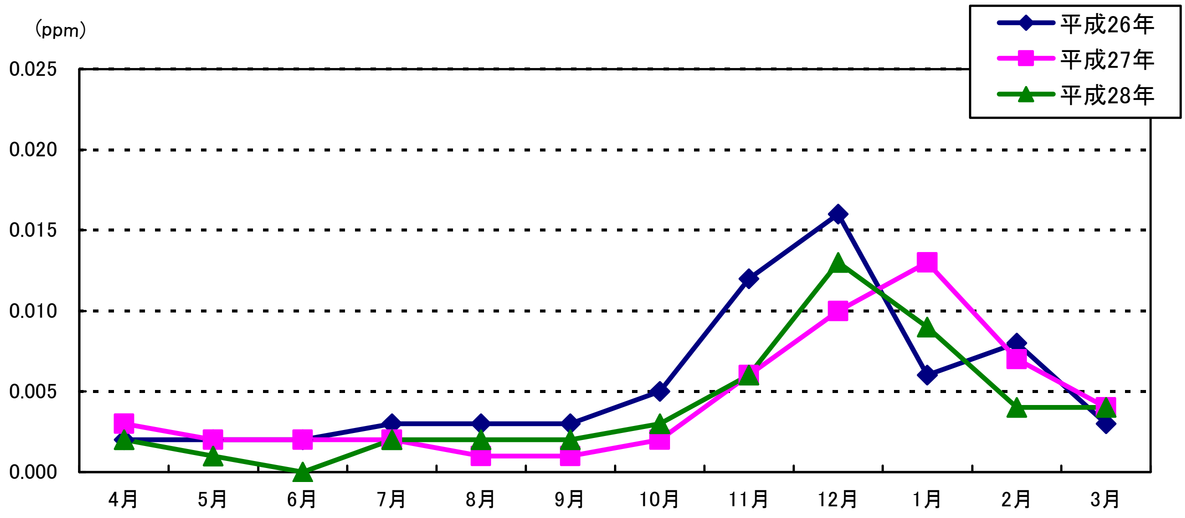

表 5-7　大気汚染野田測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	0.014	0.013	0.010	0.011	0.011	0.012	0.016	0.019	0.021	0.015	0.016	0.015	0.014
平成 27 年	0.015	0.013	0.012	0.013	0.009	0.011	0.014	0.016	0.019	0.020	0.018	0.015	0.015
平成 28 年	0.012	0.010	0.009	0.010	0.008	0.010	0.014	0.017	0.021	0.017	0.014	0.015	0.013

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-7　大気汚染野田測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

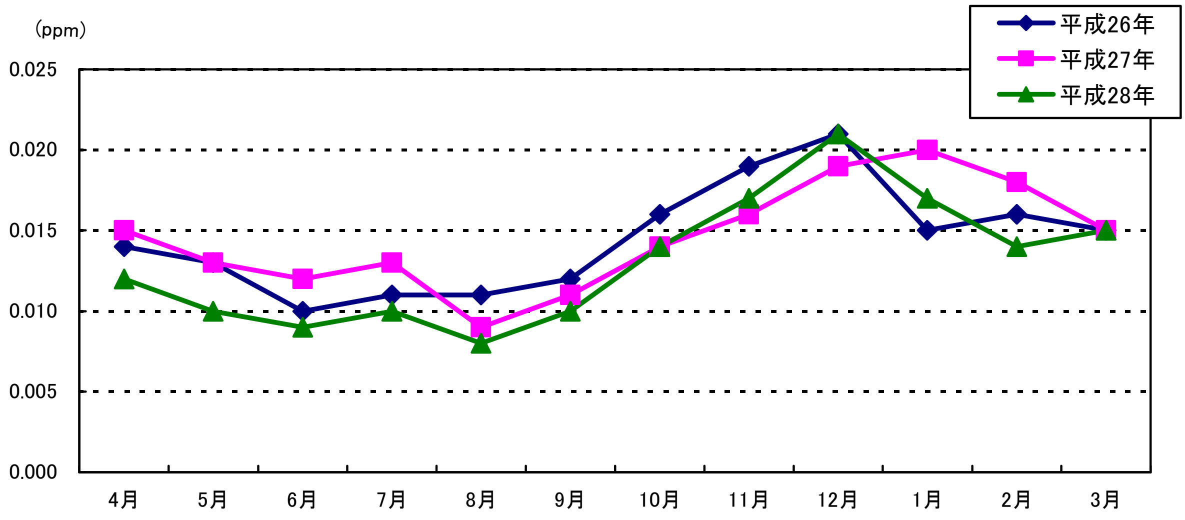

表 5-8　大気汚染桐ケ作測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	0.002	0.001	0.000	0.001	0.002	0.001	0.003	0.008	0.012	0.004	0.006	0.002	0.003
平成 27 年	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.005	0.009	0.009	0.006	0.004	0.003
平成 28 年	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.004	0.010	0.005	0.002	0.003	0.003

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-8　大気汚染桐ケ作測定所における一酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

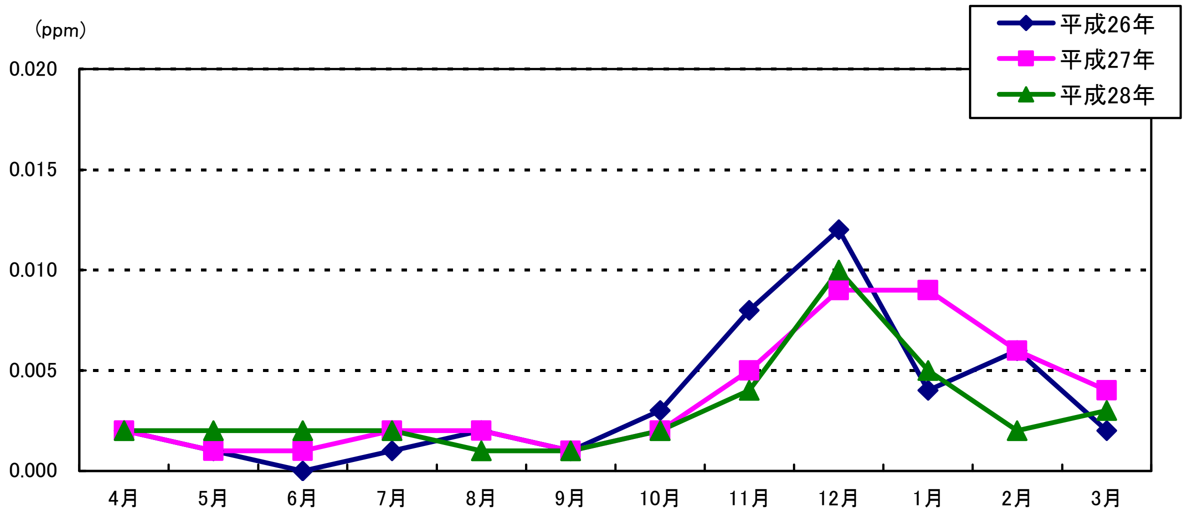

表 5-9　大気汚染桐ケ作測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	0.011	0.010	0.007	0.009	0.008	0.009	0.012	0.016	0.018	0.013	0.014	0.012	0.012
平成 27 年	0.012	0.010	0.008	0.008	0.005	0.007	0.009	0.011	0.014	0.013	0.013	0.010	0.010
平成 28 年	0.008	0.008	0.007	0.008	0.007	0.008	0.011	0.014	0.017	0.014	0.011	0.012	0.010

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-9　大気汚染桐ケ作測定所における二酸化窒素の月別測定結果（過去 3 年間）

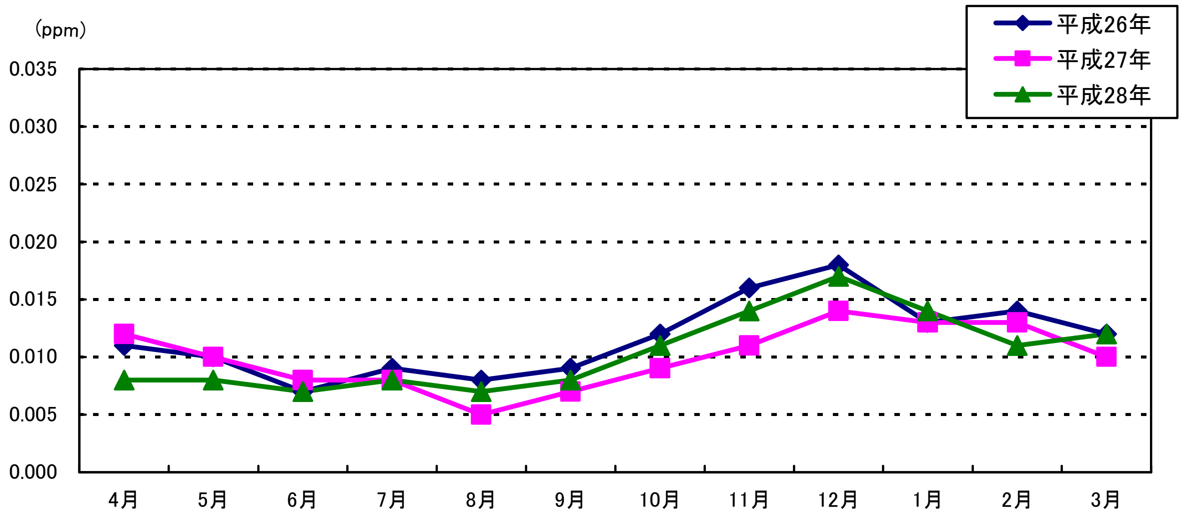

表 5-10　二酸化窒素の環境基準との適合状況（平成 28 年度）

測定所名	野田測定所	桐ケ作測定所	国設野田自動車交通環境測定所
有効測定日数	356 日	363 日	363 日
測定時間	8,525 時間	8,678 時間	8,670 時間
1 日平均値の年間 98%値(ppm)	0.031	0.027	0.046
環境基準(0.04～0.06)との適否	適	適	適
県環境目標値(0.04)との適否	適	適	否

※二酸化窒素の環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること

※評価方法：1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること

※98%値とは 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98%目にあたる値

※千葉県環境目標値：日平均値の 98%値が 0.04ppm

３　光化学オキシダント

光化学オキシダント（Ox）は、窒素酸化物や炭化水素等の 1 次汚染物質が、太陽光線（紫外線）により化学反応を起こして生成される 2 次汚染物質で、光化学スモッグの原因になるものである。

平成 28 年度の光化学オキシダントの測定結果は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間が野田測定所で 386 時間、桐ケ作測定所で 418 時間に達しており、環境基準（表 5-1）を満たしていない。

光化学オキシダントの野田測定所における経年変化を表 5-2、図 5-1 に、過去 3 年分の経月変化を表 5-11、図 5-10 に示し、桐ケ作測定所における経年変化を表 5-3、図 5-3 に経月変化を表 5-12、図 5-11 に示す。

月別の測定値から、季節変動があり窒素酸化物の変化とは逆に 11 月～12 月を中心に濃度の低下がみられる。これは、日照時間との関係が推測される。

一方、経年変化では、過去 3 年間はおおむね同水準で推移している。

なお、光化学オキシダント濃度が高くなると、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により光化学スモッグ注意報や警報が発令される。昭和 48 年以後、本市において光化学スモッグによる被害は確認されていない。

表 5-11　大気汚染野田測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去 3 年間）

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	0.048	0.052	0.043	0.045	0.034	0.036	0.028	0.019	0.017	0.024	0.027	0.037	0.034
平成 27 年	0.041	0.051	0.044	0.038	0.034	0.031	0.032	0.020	0.019	0.022	0.027	0.034	0.033
平成 28 年	0.042	0.049	0.044	0.033	0.027	0.027	0.026	0.021	0.019	0.025	0.033	0.040	0.032

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-10　大気汚染野田測定所における光化学オキシダントの月別測定結果（過去 3 年間）

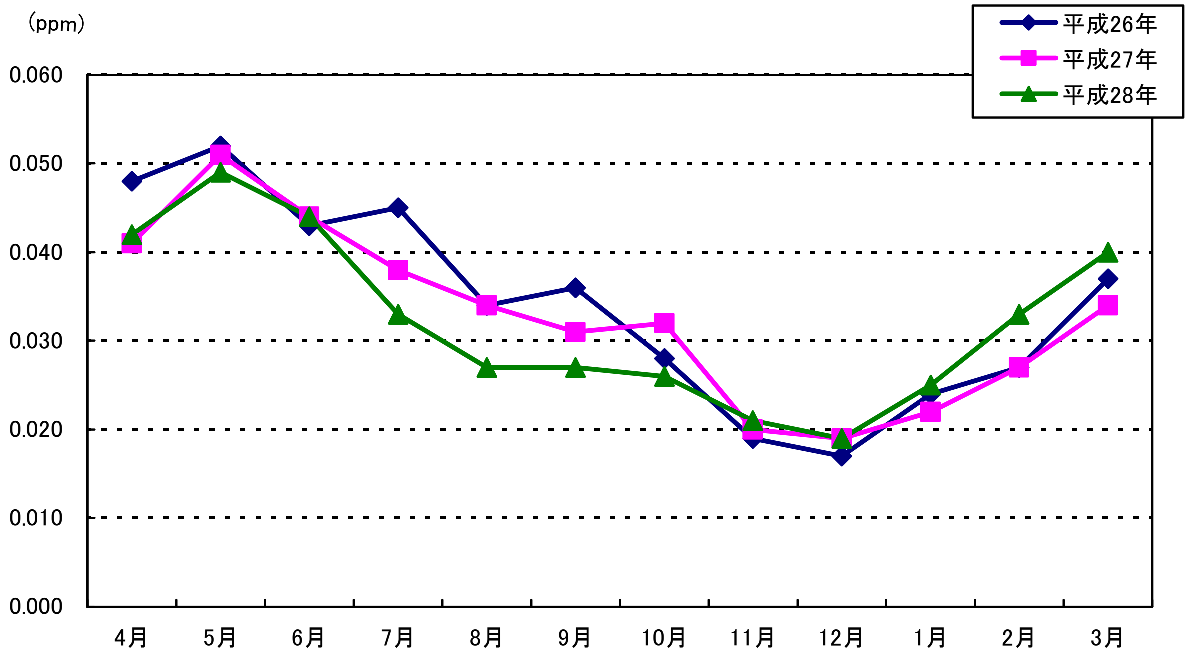

表 5-12　大気汚染桐ケ作測定所における光化学オキシダントの月別測定結果(過去 3 年間)

単位：ppm

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	0.050	0.055	0.046	0.048	0.039	0.038	0.030	0.020	0.018	0.025	0.028	0.036	0.036
平成 27 年	0.040	0.052	0.045	0.040	0.035	0.033	0.033	0.020	0.019	0.022	0.026	0.036	0.033
平成 28 年	0.044	0.049	0.045	0.035	0.028	0.029	0.030	0.026	0.023	0.031	0.039	0.044	0.035

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-11　大気汚染桐ケ作測定所における光化学オキシダントの月別測定結果(過去 3 年間)

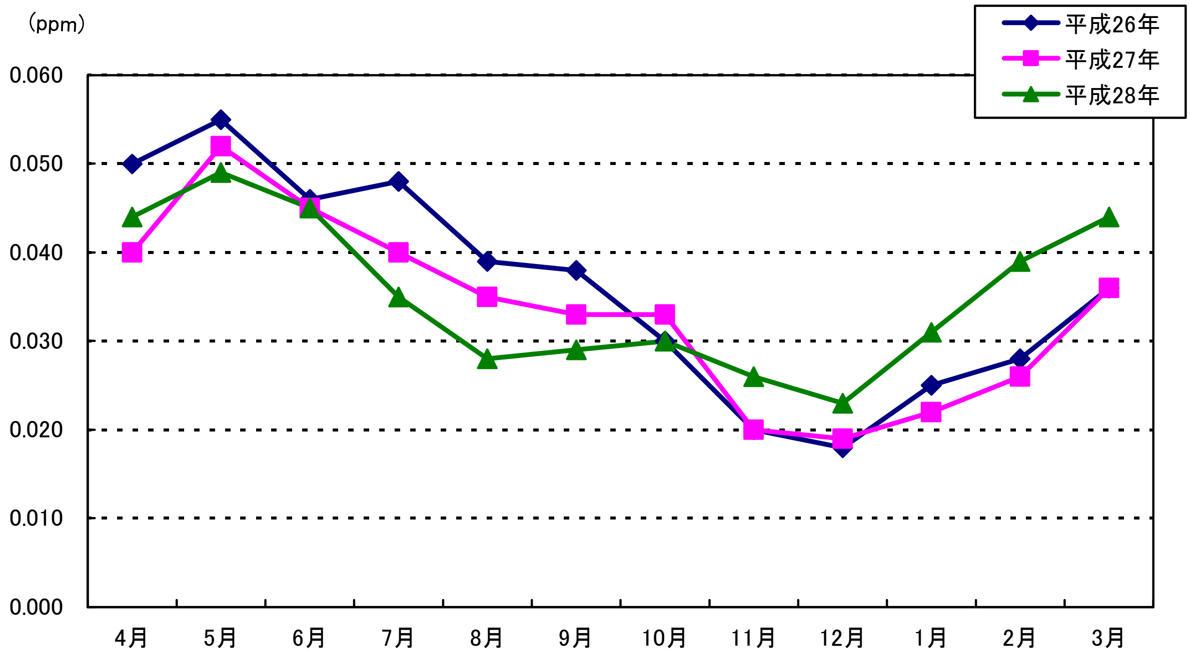

表 5-13　光化学オキシダントの環境基準との適合状況（平成 28 年度）

項　　目		野田測定所	桐ケ作測定所
測定日数(昼間)		365 日	365 日
測定時間(時間)		5,465 時間	5,447 時間
昼間※の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数・時間数	日	81 日	91 日
	時間	386 時間	418 時間
環境基準との適否		否	否

※　昼間とは 5 時から 20 時までの間を示す

表 5-14　光化学オキシダント年度別測定結果及び光化学スモッグ発令・被害状況

年度	光化学オキシダント 年平均値 （野田測定所）(ppm)	注意報発令状況 野田地域 （東葛地域※）（日）	健康被害状況 野田地域 （東葛地域※）(人)
昭和 56 年	0.013	2	1
昭和 57 年	0.014	1	0
昭和 58 年	0.017	5	0
昭和 59 年	0.016	6	264
昭和 60 年	0.022	7	1
昭和 61 年	0.019	6	0
昭和 62 年	0.022	10	62
昭和 63 年	0.018	1	0
平成元年	0.018	2	0
平成 2 年	0.024	9	2
平成 3 年	0.021	7	0
平成 4 年	0.020	6	0
平成 5 年	0.021	1	0
平成 6 年	0.018	5	0
平成 7 年	0.022	6	0
平成 8 年	0.024	2	0
平成 9 年	0.020	0	0
平成 10 年	0.019	3	0
平成 11 年	0.027	0	0
平成 12 年	0.020	11	0
平成 13 年	0.025	9	0
平成 14 年	0.024	8	0
平成 15 年	0.030	6	0
平成 16 年	0.032	17	0
平成 17 年	0.033	25	0
平成 18 年	0.029	5	0
平成 19 年	0.030	9	0
平成 20 年	0.031	3	0
平成 21 年	0.029	1	0
平成 22 年	0.034	9	0
平成 23 年	0.031	3	0
平成 24 年	0.032	4	0
平成 25 年	0.033	6	0
平成 26 年	0.034	7	0
平成 27 年	0.033	8	0
平成 28 年	0.032	0	0

※平成 24 年度から野田市は東葛飾地域から独立し野田地域となったため、野田地域に発令された件数及び健康被害状況を記載している。

表 5-15　光化学スモッグ注意報等の発令基準

予　　報	気象条件並びに各種汚染物質濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき、判断した当日の午前 11 時までに発令する。
注 意 報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化し、測定局におけるオキシダント濃度が 0.12ppm 以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
警　　報	注意報が発令されている状況がさらに悪化し、測定局におけるオキシダント濃度が 0.24ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
重大緊急報	警報が発令されている状況がさらに悪化し、測定局におけるオキシダント濃度が 0.40ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
前 日 予 報	千葉県光化学スモッグ等予測システムによる前日予測の結果から、翌日のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上の地域が広域となることが予測されるとき、前日予測日の午後 4 時までに発令する。

※　予報・注意報・警報・重大緊急報の発令基準は「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」に定めるところによる

※　前日予報の発令基準は「千葉県光化学スモッグ前日予報制度運用要領」に定めるところによる

～コラム『環境リーフレット』～

環境関連法令や条例などの取り決めは、近年、世の中の動きが早く、頻繁に新しく作られたり、改正されたりしています。このため、市の窓口の手続きや環境に関する取り決めが、時に難解に感じられることも多いようです。環境保全課では、こういった行き違いをなくし、広く一般の人にも環境に関する取り決めを知っていただくため、手作りのリーフレットを作成し、窓口で配布しております。

４　浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（SPM）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10μm（マイクロ・メートル）以下のものをいい、工場・自動車・火山活動等により大気中に放出されたススや粉じん等の物質で構成されている。気道や肺胞などに付着して、呼吸器疾患の増加など人間の健康に悪影響を及ぼすと考えられている。

平成 28 年度の測定結果は、全測定所で環境基準（表 5-1）を達成（表 5-18）することができた。

浮遊粒子状物質の野田測定所における月別測定値を表 5-16、図 5-12 に示し、桐ケ作測定所における月別測定値を表 5-17、図 5-13 に示す。また、野田測定所の経年変化を図 5-14 に示す。

月別の測定値から、季節的変動は顕著ではない。また、年平均値の経年変化（図 5-14）は 18 年以降減少傾向を示していたが、ここ数年は収束状態である。

表 5-16　大気汚染野田測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：mg/㎥

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	0.020	0.019	0.022	0.026	0.020	0.018	0.019	0.022	0.018	0.014	0.019	0.020	0.020
平成 27 年	0.023	0.021	0.017	0.028	0.022	0.015	0.020	0.017	0.020	0.015	0.016	0.018	0.019
平成 28 年	0.019	0.021	0.017	0.021	0.015	0.019	0.019	0.018	0.019	0.012	0.011	0.017	0.017

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-12　大気汚染野田測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

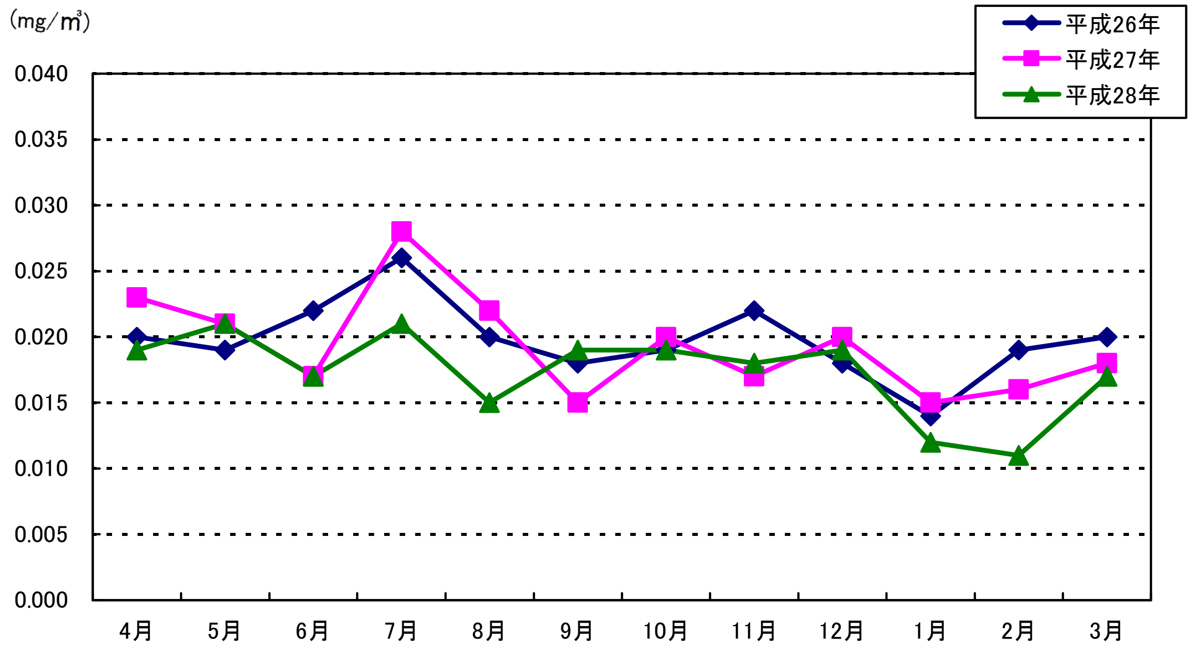

表 5-17　大気汚染桐ケ作測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：mg/㎥

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	0.025	0.023	0.028	0.031	0.024	0.022	0.025	0.029	0.022	0.017	0.024	0.023	0.024
平成 27 年	0.028	0.025	0.021	0.032	0.025	0.018	0.025	0.023	0.025	0.018	0.020	0.022	0.023
平成 28 年	0.022	0.023	0.018	0.023	0.015	0.020	0.024	0.023	0.025	0.015	0.014	0.021	0.020

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-13　大気汚染桐ケ作測定所における浮遊粒子状物質の月別測定結果（過去 3 年間）

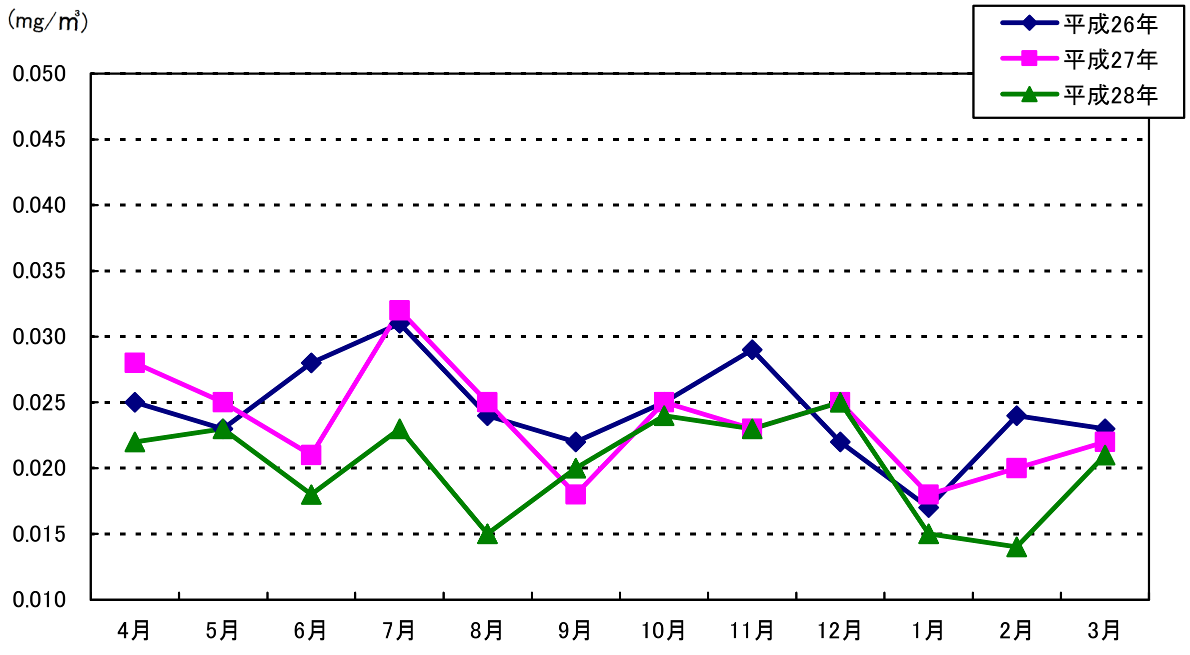

図 5-14　大気汚染野田測定所における大気質状況経年変化（年平均値）
（浮遊粒子状物質：SPM）

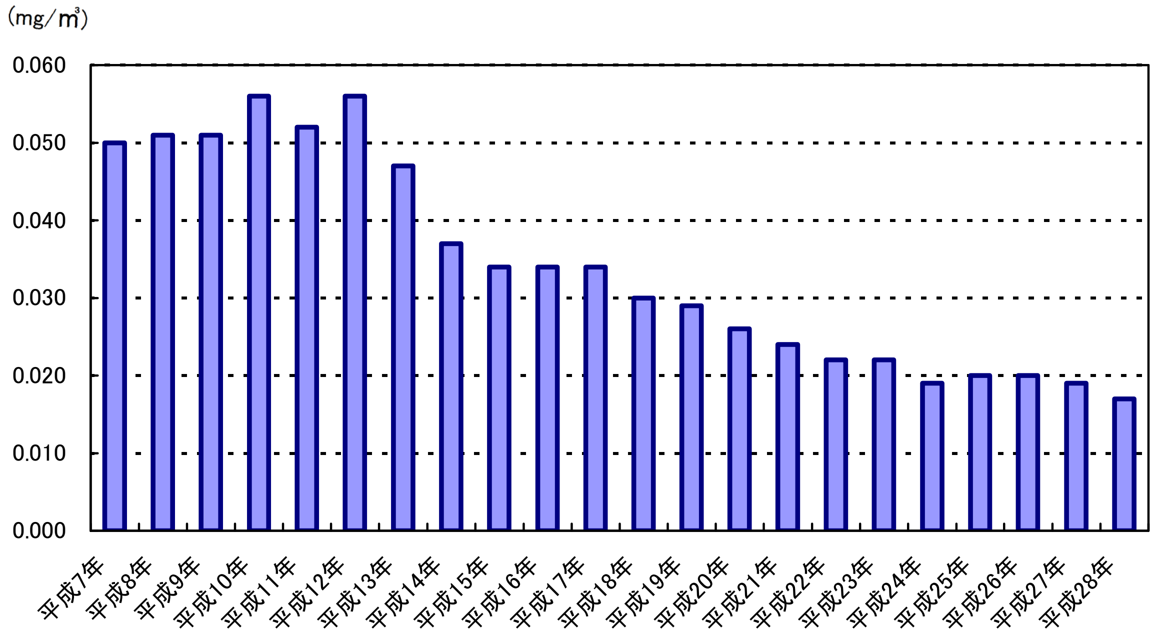

表 5-18　浮遊粒子状物質の環境基準との適合状況（平成 28 年度）

測定所名		野田測定所	桐ケ作測定所	国設野田自動車交通環境測定所
有効測定日数		359 日	362 日	362 日
測定時間		8,643 時間	8,695 時間	8,707 時間
短期的評価	1 時間値が 0.20mg/㎥を超えた時間数とその割合	0 時間	1 時間	0 時間
		0.00%	0.00%	0.00%
	日平均値が 0.10mg/㎥を超えた日数とその割合	0 日	0 日	0 日
		0.00%	0.00%	0.00%
長期的評価	日平均値の 2%除外値	0.042mg/㎥	0.051mg/㎥	0.043mg/㎥
	日平均値が 0.10mg/㎥を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	無	無	無
	環境基準の適否	適	適	適

※浮遊粒子状物質(SPM)環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/㎥以下であること。

※環境基準適合の評価方法

- 短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/㎥以下であること
- 長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/㎥以下で、かつ、1 日平均値 0.10mg/㎥を超えた日が 2 日以上連続していない測定局。

※2%除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう

5　微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気汚染物質の 1 つで、様々な成分からなる直径 2.5μm 以下の小さな粒子である。既に環境基準を定め、対策を進めてきた浮遊粒子状物質に比べて肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている。

本市における測定は、県が平成 24 年 2 月から桐ケ作測定所で開始した。平成 28 年度の測定結果は環境基準を達成することができた。

微小粒子状物質は、経月変化を表 5-19、図 5-15 に示す。8・9 月及び 1・2 月に低くなる傾向がみられる。全体的には 28 年度は、低めになっている。

表 5-19　大気汚染桐ケ作測定所における微小粒子状物質（PM2.5）の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：μg/㎥

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	17.1	15.8	17.4	17.9	12.1	15.1	16.1	18.1	15.3	12.1	14.5	15.5	15.6
平成 27 年	15.8	16.5	12.4	16.1	12.8	10.5	17.0	12.8	16.4	13.8	12.3	13.4	14.2
平成 28 年	12.6	15.2	10.8	13.0	7.6	9.6	14.4	13.4	16.7	10.9	9.4	14.2	12.4

※千葉県実施。千葉県ホームページ「大気環境常時監視測定結果月間値、年間値」より引用。

図 5-15　大気汚染桐ケ作測定所における微小粒子状物質（PM2.5）の月別測定結果（過去 2 年間）

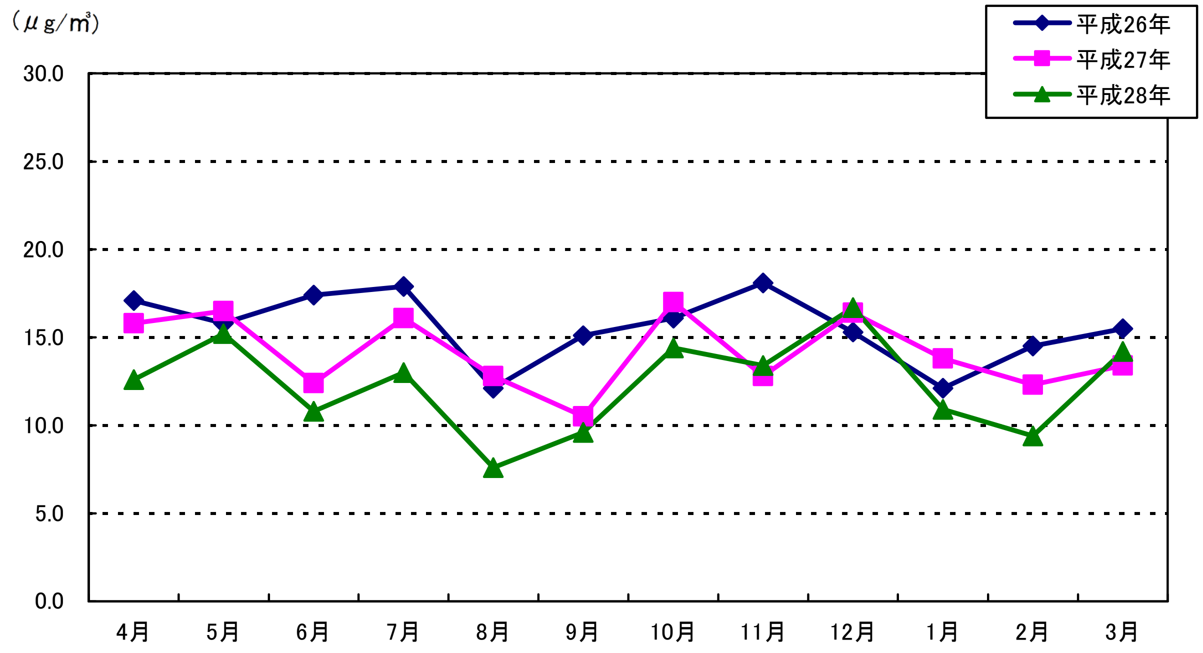

表 5-20　微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準との適合状況（平成 28 年度）

測定所名		桐ケ作測定所
有効測定日数		361 日
測定時間		8,689 時間
短期基準	1 日平均値の年間 98%値	30.6μg/m³
長期基準	1 年平均値	12.4μg/m³
	環境基準の適否	適

※微小粒子状物質(PM2.5)環境基準：1 年平均値が 15μg/m³以下であること（長期基準)。かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること（短期基準)

※評価方法：1 年平均値が 15.0μg/m³以下であり、かつ 1 日平均値の年間 98%値が 35.0μg/m³以下であること

※98%値とは 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98%目にあたる値

６　硫黄酸化物（アルカリろ紙法による測定）

本市では、硫黄酸化物による市内の平均的汚染状況と年次的傾向を把握するため、昭和 55 年度から二酸化鉛法（手分析）による測定を開始し、平成 14 年度からはアルカリろ紙法に手法を変え、市内 3 か所で測定を行っている。

過去 3 年間の経月変化を表 5-21、-22、-23、図 5-16、-17、-18 に、過去 20 年間における年平均値の経年変化を表 5-24、図 5-19 に示す。

平成 28 年度は 10 月、12 月に高めの数値が測定されたが、その他は例年並みの数値を示した。年平均値では、平成 25 年度に上昇したが平成 26 年度以降は増減を繰り返す傾向を示した。

表 5-21　大気汚染野田測定所における硫黄酸化物の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：mg/100c ㎡/日

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.10	＜0.02	＜0.02	＜0.02
平成 27 年	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.05	＜0.02	0.09	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.01
平成 28 年	0.03	0.03	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.12	＜0.02	0.04	＜0.02	0.12	0.04	0.03

図 5-16　アルカリろ紙法による硫黄酸化物の月別測定結果（大気汚染野田測定所）

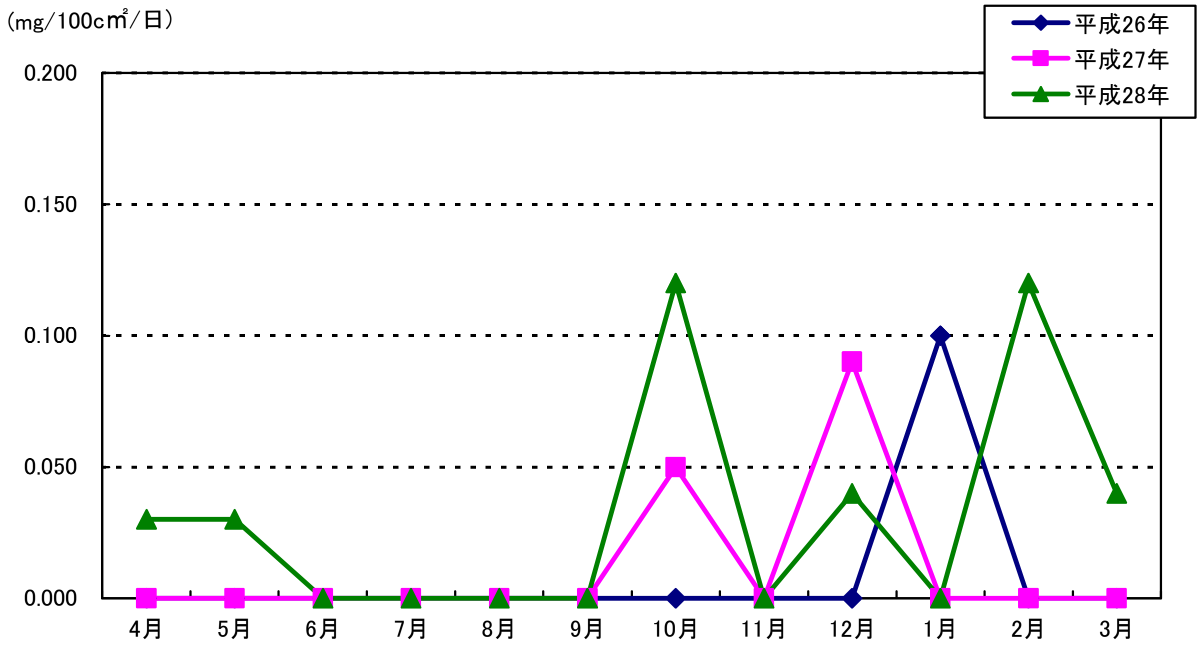

表 5-22　農林業センターにおける硫黄酸化物の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：mg/100c ㎡/日

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.13	＜0.02	＜0.02	＜0.02
平成 27 年	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.10	0.04	0.10	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.02
平成 28 年	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.06	0.04	＜0.02

図 5-17　アルカリろ紙法による硫黄酸化物の月別測定結果（農林業センター）

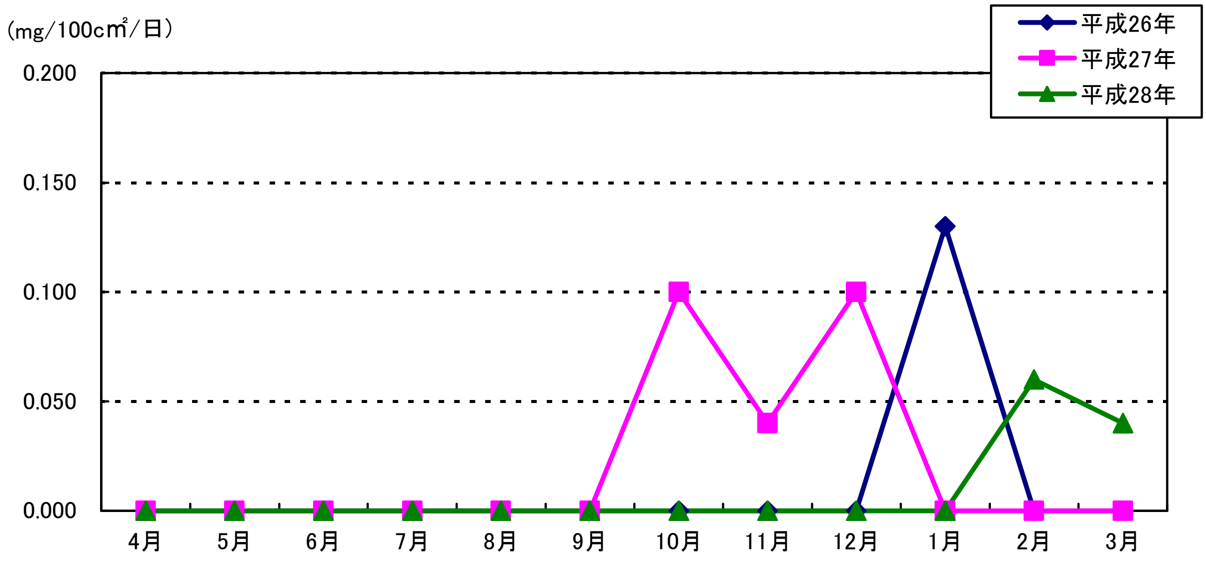

表 5-23　高根自治会館における硫黄酸化物の月別測定結果（過去 3 年間）

単位：mg/100c ㎡/日

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成 26 年	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.10	＜0.02	＜0.02	＜0.02
平成 27 年	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.03	0.04	0.10	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.01
平成 28 年	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.07	＜0.02	＜0.02	0.07	＜0.02	0.01

図 5-18　アルカリろ紙法による硫黄酸化物の月別測定結果（高根自治会館）

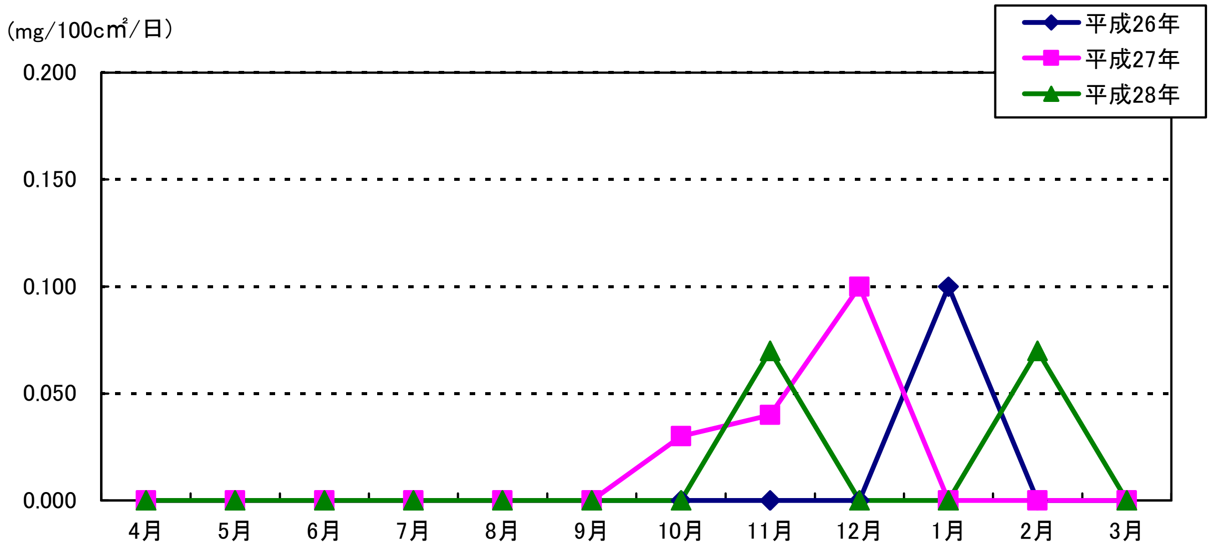

表 5-24　アルカリろ紙法（※）による硫黄酸化物の経年変化（年平均値）

単位：mg/100ｃ㎡/日

年度	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
大気汚染野田測定所	0.05	0.03	0.05	0.07	0.03	0.03	0.03	0.07	0.05	0.04
農林業センター	＜0.02	＜0.02	0.02	0.03	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.02	＜0.02
高根自治会館(※1)	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.03	＜0.02	0.03	0.03	0.08	0.03	0.03

年度	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
大気汚染野田測定所	0.03	0.02	0.03	0.02	＜0.02	＜0.02	0.03	＜0.02	0.01	0.03
農林業センター	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.03	＜0.02	0.02	＜0.02
高根自治会館(※1)	0.03	0.03	0.04	＜0.02	＜0.02	＜0.02	0.03	＜0.02	0.01	0.01

図 5-19　アルカリろ紙法（※2）による硫黄酸化物の経年変化（年平均値）

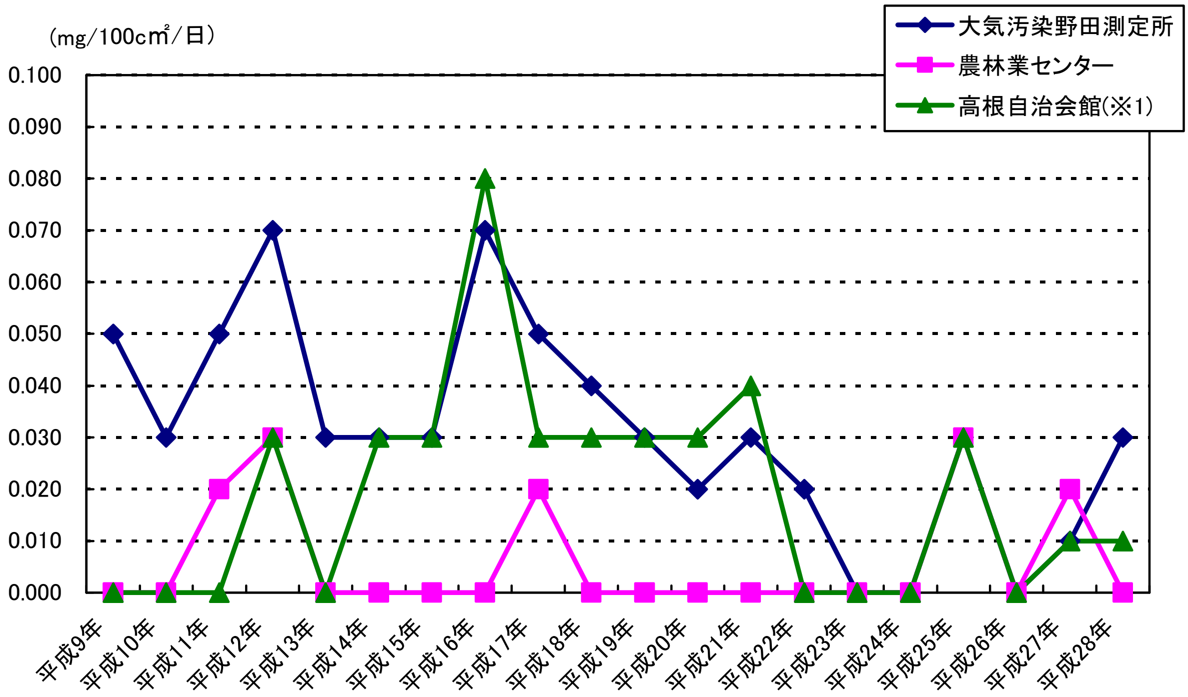

※1　平成 8 年 9 月より高根自治会館へ測定点を移設しており、それ以前のデータは高根青年館におけるものである。

※2　平成 13 年度までは、二酸化鉛法（手分析）による。

7　降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち、重量又は雨などにより落下する比較的粒子の大きいばいじん・粉じん等である。発生源は重油等の燃焼過程で発生するものや、表土の飛散等によるものなど、多岐にわたる。測定値は測定場所や気象条件の影響を受けるため、絶対値についての評価は困難であり、基準値も設定されていない。測定は、大気汚染野田測定所において、ダストジャー法（手分析）により行っている。

過去3年分の経月変化を表5-25、-26、図5-20、-21に示し、過去20年分の経年変化を表5-27、図5-22に示す。

平成28年度の月毎の変化は、2月に高い数値を示したがそれ以外は、例年並みの結果となった。経年変化では、平成24年度までは、微増傾向を示したが、25年度以降は、増減を繰り返す結果となった。測定場所の風上に位置する小学校校庭の土埃の影響等を考慮し、今後の状況を注視する。

pHは雨水のたまり水を測定している。平均値は、ほぼ中性の6.9であった。

表5-25　大気汚染野田測定所における降下ばいじんの月別測定結果（過去3年間）

単位：t/k㎡/月

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
平成26年	7.0	6.6	4.9	4.5	25.4	3.7	3.8	1.9	1.5	5.5	5.6	3.9	25.4	1.5	6.2
平成27年	3.9	7.1	4.6	4.5	3.3	2.1	4.9	1.4	1.3	2.5	2.9	3.2	7.1	1.3	3.5
平成28年	6.2	3.8	3.1	3.3	5.9	1.8	1.7	4.8	1.6	3.5	10.4	2.7	10.4	1.6	4.1

図5-20　降下ばいじんの月別測定結果（大気汚染野田測定所）

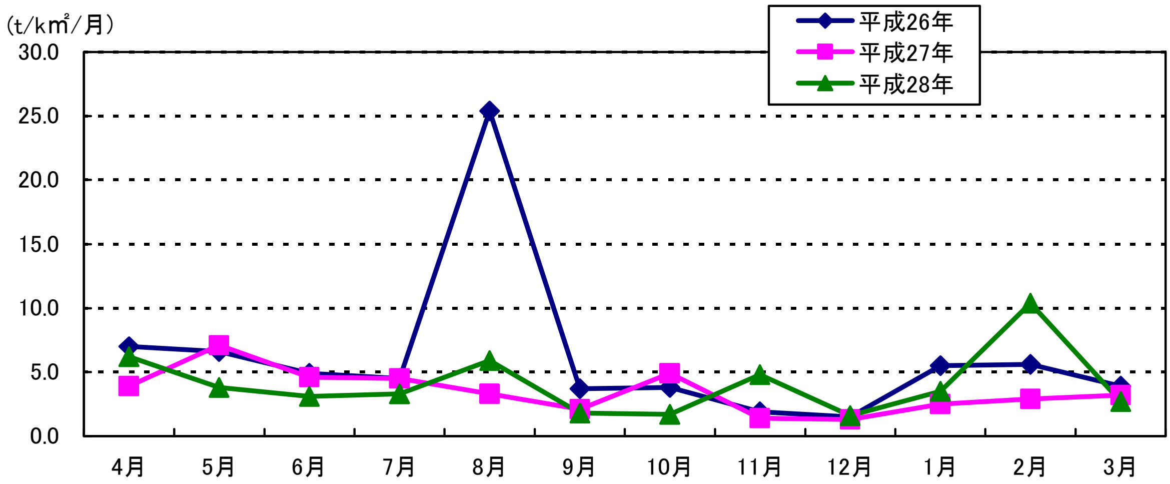

表5-26　大気汚染野田測定所におけるpHの月別測定結果（過去3年間）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
平成26年	7.5	7.6	6.3	6.4	7.3	6.9	9.0	6.7	6.7	6.9	7.4	7.2	9.0	6.3	7.2
平成27年	7.4	5.8	7.8	7.5	7.1	6.3	7.1	6.3	7.0	6.3	6.7	6.9	7.5	5.8	6.9
平成28年	6.8	7.3	7.0	6.4	6.8	6.4	6.8	7.0	6.6	7.3	7.0	7.0	7.3	6.4	6.9

図 5-21　ダストジャー中の pH の月別測定結果（大気汚染野田測定所）

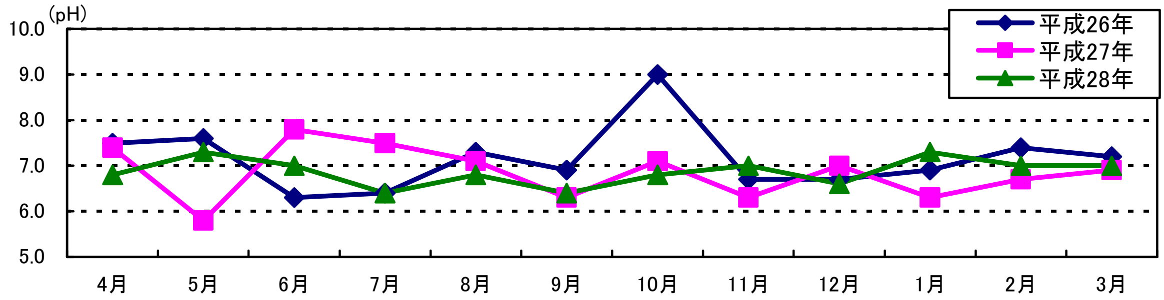

表 5-27　降下ばいじん及び pH の経年変化

年　度	降下ばいじん(t/k ㎡/月)			pH		
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
平成 9 年	5.2	1.9	3.5	7.0	4.1	5.7
平成 10 年	5.5	1.5	3.1	7.2	4.5	5.8
平成 11 年	5.9	0.9	2.4	6.7	4.7	5.9
平成 12 年	4.8	1.7	3.0	6.4	4.0	5.2
平成 13 年	8.7	1.0	3.3	7.5	4.4	6.0
平成 14 年	5.5	1.3	3.0	7.1	5.0	6.1
平成 15 年	7.6	0.7	3.5	7.3	4.1	5.8
平成 16 年	6.8	0.9	3.2	6.7	4.8	6.0
平成 17 年	5.7	0.9	3.5	7.2	5.0	6.1
平成 18 年	7.7	1.0	3.2	7.1	4.8	6.2
平成 19 年	6.6	1.3	3.3	7.7	4.7	6.5
平成 20 年	6.8	1.3	3.6	7.5	5.9	6.8
平成 21 年	9.1	1.4	4.6	7.4	5.9	6.7
平成 22 年	10.5	1.6	4.9	7.6	6.2	7.0
平成 23 年	14.9	1.6	5.6	7.7	6.4	6.9
平成 24 年	13.8	2.2	6.8	7.5	6.4	6.9
平成 25 年	9.1	1.6	4.2	7.2	6.2	6.7
平成 26 年	25.4	1.5	6.2	9.0	6.3	7.2
平成 27 年	7.1	1.3	3.5	7.8	5.8	6.9
平成 28 年	10.4	1.6	4.1	7.3	6.4	6.9

図 5-22　ダストジャー中の降下ばいじんの平均値の経年変化

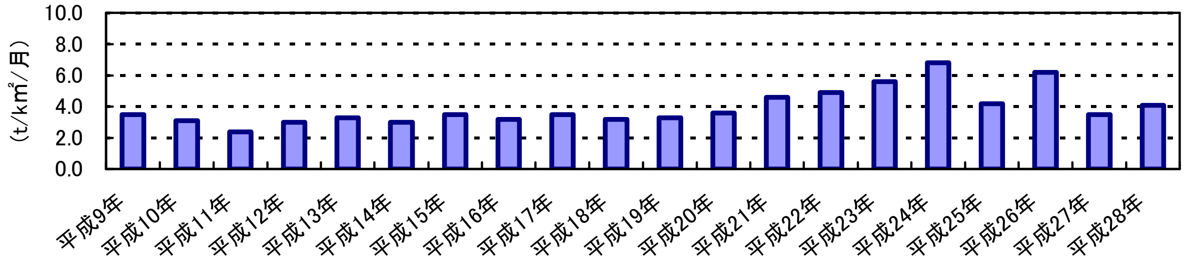

８　二ツ塚地区における大気汚染問題

二ツ塚地区では、平成 19 年 4 月に稼動を開始した民間産業廃棄物処理施設（焼却施設）周辺で、煙や臭気に関する苦情が相次ぎ、平成 19 年 7 月には当該施設で排出基準（700ppm）を超過する塩化水素（3,200ppm）が測定されるなど、大気汚染が問題となっている。平成 21 年 9 月に市が実施した健康被害に係るアンケート調査では、健康被害を訴える声が多くあり、県、市による立入調査や周辺環境調査が継続的に実施されている。

平成 22 年 6 月には、通報に対し迅速に立入りするため、市職員が県職員の併任を受け、24 時間体制での苦情対応を開始した。平成 28 年度末までに 206 回の市職員による立入を行っている。

このような健康被害の声が後を絶たない状況にも関わらず、県が平成 23 年 12 月に、当該施設の産業廃棄物処分業の許可更新を行ったため、平成 24 年 3 月に被害者が組織する地域住民団体では、公害紛争処理法に基づく総務省公害等調整委員会に対し、健康被害の原因に関する裁定申請を行った。市では当該団体を支援するため、原因裁定申請に要する費用に対し補助金を交付することとし、現在まで費用及び人的な支援を続けている。

なお、公害等調整委員会では、最終書面の中で周辺住民の健康被害と柏廃材周辺で確認される化学物質の毒性のメカニズムは、破砕選別棟の処理によって発生したＶＯＣ（揮発性有機化合物）が、周辺地域の住民に健康被害をもたらしたものであると結論づけ、書面を提出しましたが、平成２７年８月２８日付けで、下された裁定の内容は、本件裁定申請をいずれも棄却するものであった。しかし、具体的な内容としては、「柏廃材処理センターから排出される化学物質と被害者の会の方の健康被害との因果関係は認められないが、施設から排出される化学物質が、付近住民の苦情の一因となっていることは、否定するものではない。」というものであった。また、公害等調整委員会として、柏廃材に対して、３つの改善項目を指摘し、付近住民の苦情が少しでも減少すうように努めるよう要望するものであった。具体的な改善項目は、①破砕選別棟の負圧機能を高めるための施設の改善、②煙突からの排ガスの下降対策としての煙突の改善、③運用面の改善となっている。

被害者の会、弁護団、市の３者は、裁定書の内容を鑑みて千葉県に対して要望書を提出し、健康被害の発生源が当該施設による物質であることを特定するために、破砕選別棟及び煙突等、敷地内での調査を実施するよう要望している。

さらに、平成 28 年 7 月 20 日付で被害者の会は、柏廃材に対し施設の改善について、千葉県に対し柏廃材への指導の強化や敷地内調査を求め、千葉県公害審査会に対して調停申請を行った。

審査会が 3 回開催され、平成 29 年 6 月 20 日に開催された第 2 回調停審査会において有限会社柏廃材処理センターは、煙突を高くするような改善は、千葉県からの求めはなく、技術上も不要な対応であるため、改善は必要ないと主張し、調停が打ち切られる結果となった。また、平成 29 年 9 月 12 日に開催された第 3 回調停審査会において、千葉県の柏廃材に対する行政指導については、特に問題は無く、周辺及び敷地内の調査は必要ない旨の見解が示された。被害者の会及び弁護団は、「問

題がないとする根拠や県の見解を示すべき」と意見を申し入れたが、示された調停案は、「柏廃材を個別案件として指導するのでなく、あくまで、千葉県全体の廃棄物行政として必要に応じて、調査を実施する」といった内容であったため、弁護団が被害者の会と協議し、示された調停案は、到底受け入れらるものではないと判断し、調停を打ち切る結果となった。

今後の方針について、弁護団の意見を伺うと共に被害者の会の意向を確認した結果、当面は健康被害が悪化した時の事を考え、２４時間体制による立入や健康調査を継続すると共に、現在、市が実施しているVOCモニターによる監視を継続すべきとの結論に至りました。

表5-28　二ツ塚地区における大気汚染に係る苦情・通報・相談件数

年　　度	苦情・通報・相談件数（件）	立入件数（件）
平成19年度	26	―
平成20年度	22	―
平成21年度	59	―
平成22年度	92	35
平成23年度	67	43
平成24年度	45	29
平成25年度	45	33
平成26年度	20	20
平成27年度	22	22
平成28年度	33	24
合計	431	206